



3

価値創造を支える経営基盤

1	サステナビリティ取組方針	038
2	環境	045
3	社会	056
4	ガバナンス	064
5	コンプライアンス、リスクマネジメント	070
6	財務資本	078

1 サステナビリティ取組方針

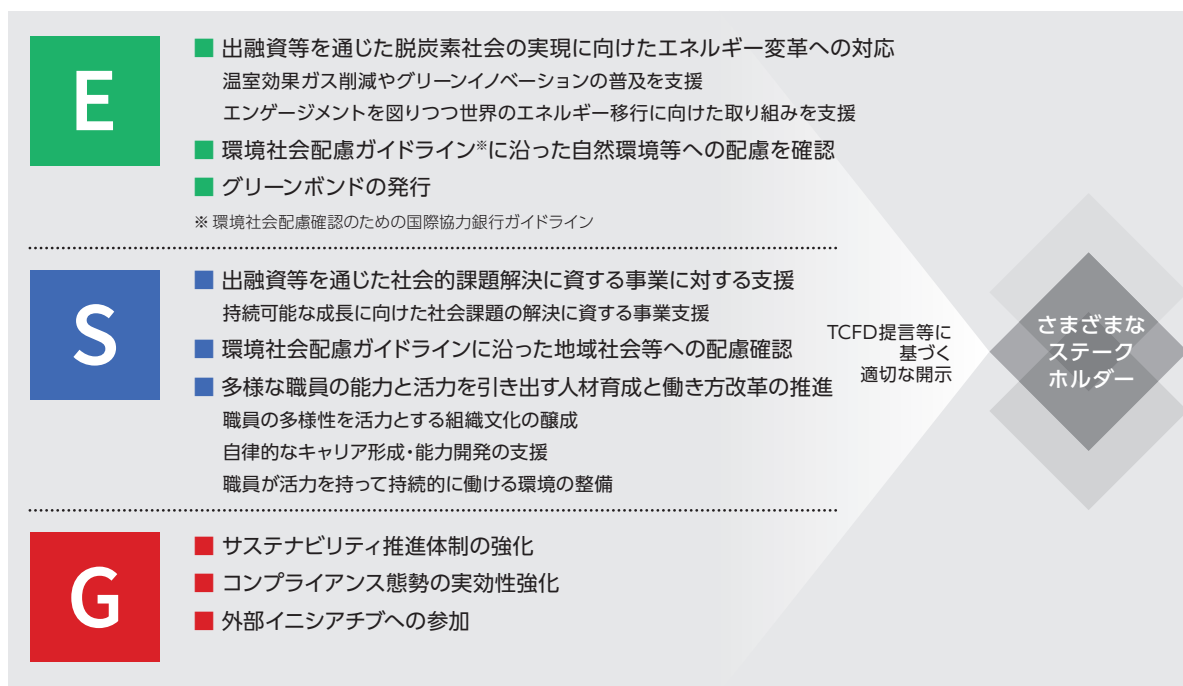
II ESGポリシー

◆ サステナビリティの実現に向けた取組方針

国際経済社会は、気候変動への対処や経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な開発・成長の模索といった共通の課題を抱えています。JBICはこうした課題に対し、2021年10月に公表したESGポリシーの中で掲げる「サステナビリティの実現に向けた取組方針」に基づき、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナ

ビリティ、そして国家および人々の多様性を包含する世界の実現に向け、ステークホルダーの皆さまと共に取り組んでいます。

JBICは日本の公的金融機関として、気候変動対応や人権尊重をはじめとする地球規模課題への取り組みを通じて、サステナビリティの実現を推進していきます。



◆ 気候変動問題への対応方針

JBICは、2021年10月にESGポリシーを公表し、その中で「気候変動問題への対応方針」を掲げました。本方針の下、日本および国際経済社会の健全な発展に貢献する公的金融機関として、日本政府の方針などに基づき、気候変動関連ファイナンス等を通じて金融

面から積極的に支援しています。また、パリ協定の国際的な実施に向けた貢献として、2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成、そして2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求しています。

ESGポリシーの全文はこちら ▶

https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2021/image/1028-015365_1.pdf

II サステナビリティ推進体制

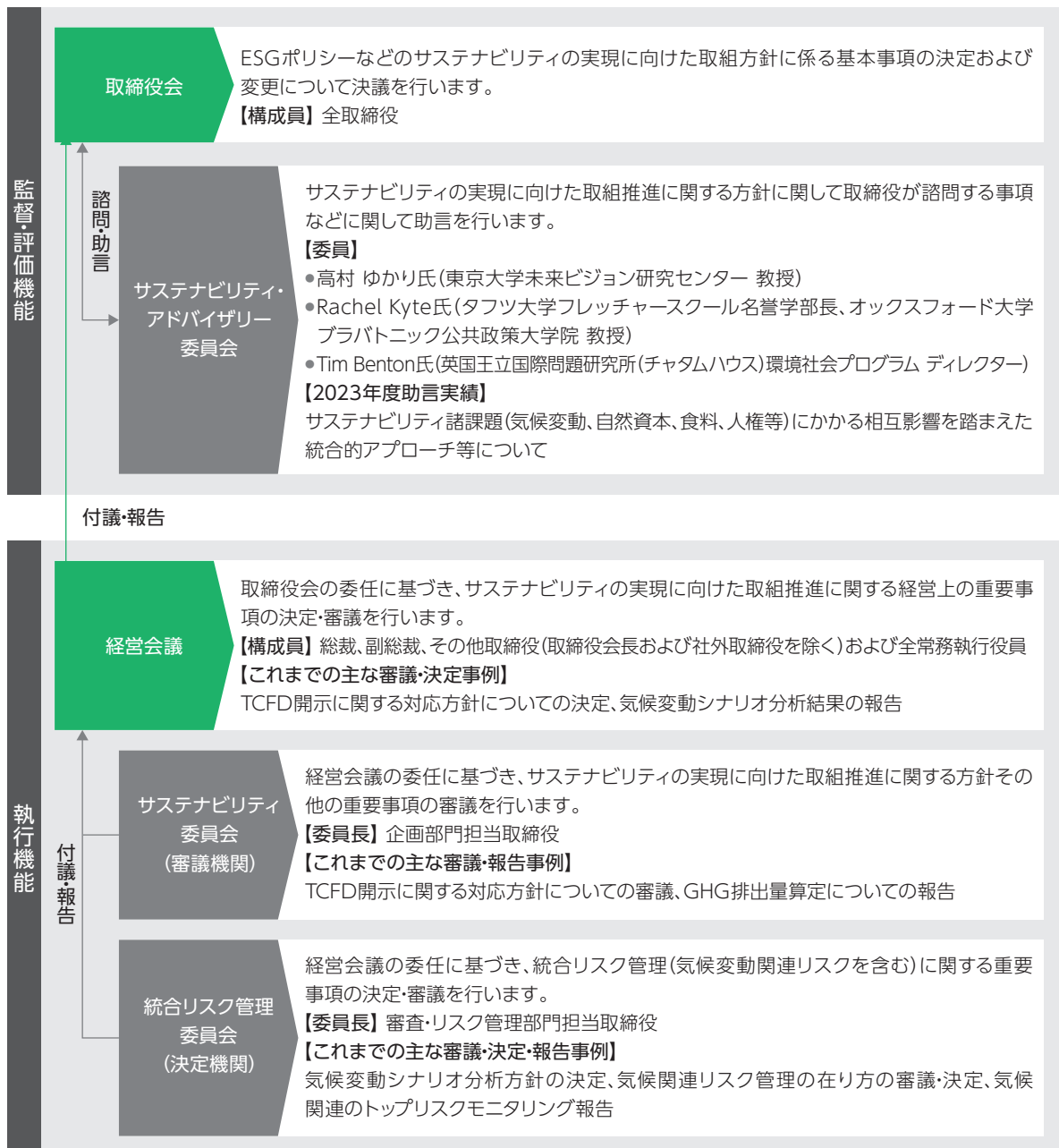
JBICでは、気候変動を含むサステナビリティに関する重要事項は、取締役会による監督の下、経営会議、サステナビリティ委員会、統合リスク管理委員会などで議論されます。

JBICは、2022年6月、ESGポリシーに掲げる「サステナビリティ推進体制の強化」の一環として、サステナビリティ・アドバイザリー委員会、サステナビリティ委員会およびサステナビリティ統括部を新設し、気候変動対応を含むサステナビリティの実現に向けた

取り組み推進（サステナビリティ推進）を実施しています。

JBICは、こうしたサステナビリティ推進体制の下、日本企業および国際経済社会の脱炭素化・SDGs推進に向けた取り組みへの積極的な支援や、ステークホルダーに対する取組成果の適切な開示・公表などを通じて、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティの実現に向け、積極的に貢献していきます。

サステナビリティ推進体制



◆ 取締役会／サステナビリティ・アドバイザリー委員会の役割

取締役会はJBICのサステナビリティ推進の基本方針や取組状況を監督する役割を担っています。サステナビリティ推進に関する課題は経営上の重要事項として捉え、取締役会において議論し、経営戦略やリスク管理に反映させています。

また、取締役会には、気候変動関連ファイナンスの取組み状況などが定期的に報告され、報告された

内容に対し適切に監督する態勢を構築しています。

さらに、2022年6月に取締役会の諮問機関として設置されたサステナビリティ・アドバイザリー委員会は、社外の有識者により構成され、サステナビリティ推進に関して取締役会が諮問する事項について助言を行っています。

◆ 経営会議／サステナビリティ委員会／統合リスク管理委員会の役割

経営会議は取締役会の授権に基づき、気候変動対応を含む事業の執行を担っています。

サステナビリティ委員会においては、経営会議の授権に基づき、サステナビリティ推進に関する方針を含む重要事項を審議し、サステナビリティ推進の状況や国内外の動向について報告を行います。そのうち、審議事項については随時、経営会議へ報告され、必要

に応じて経営会議での審議・決定を経て、取締役会へ付議・報告が行われます。

また、統合リスク管理委員会においては、取締役会や経営会議で決定した基本方針などに基づき、統合リスク管理や信用リスク管理など(気候関連リスクを含む)に関する重要事項が審議・決定され、必要に応じて経営会議・取締役会に報告されます。



II 環境社会配慮ガイドライン

環境や人権への世界的な関心が高まる中、特に海外事業においては環境社会影響に関するリスクマネジメントが不十分なために事業の実施に重大な影響が出たり、社会的なレピュテーション・リスクを負う事例も少なくありません。

JBICでは、このような状況の下、業務遂行にあたり「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（環境社会配慮ガイドライン）に基づいて、JBICの出融資保証の対象となるすべてのプロジェクトにおいて、地域社会や自然環境に与える影響に配慮して事業が行われていることを確認しています。

環境社会配慮ガイドラインは、JBICが実施する環境社会配慮確認の手続き、判断基準、出融資保証の対象となるプロジェクトに求められる環境社会配慮の要件を定めたもので、JBICはプロジェクトの実施主体者による環境社会配慮が適切でないと判断した場合は、その是正を働きかけ、それでも適切に実施されない場合は、出融資保証の実行を差し控えたり、借入人に期限前償還を求めることがあります。

また、原子力プロジェクトに関しては、2017年12月に制定した「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」に基づいて、プロジェクト固有の事項について、プロジェクト実施者等による

情報公開および住民参加配慮が適切になされていることを確認することとしています。

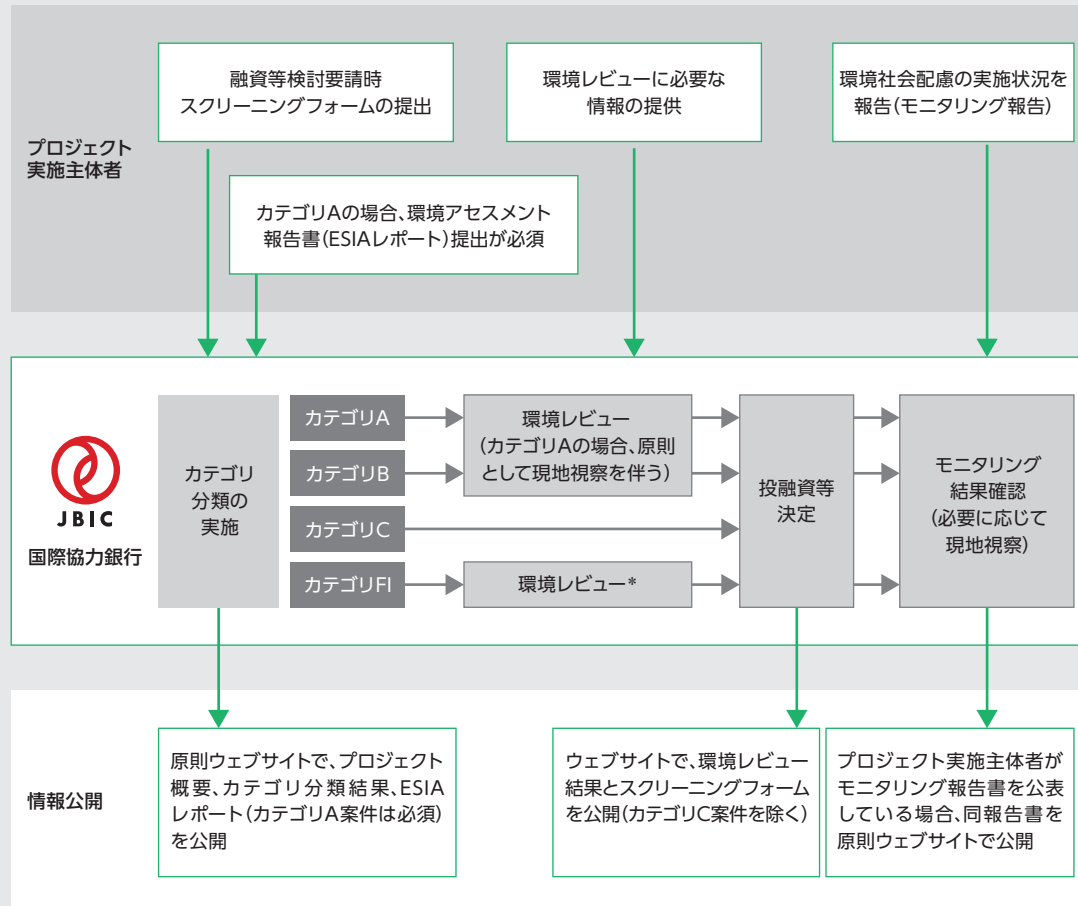
なお、環境社会配慮ガイドラインでは、施行5年経過後に、5年間の実施状況についての確認を行い、これに基づき包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改訂を行うことが定められています。JBICは、2015年の環境社会配慮ガイドライン施行から5年経過後の2020年からその改訂作業に取り組み、広く一般に周知の上、2022年5月に環境社会配慮ガイドラインを改訂しました。改訂にあたって、JBICは、透明性の高い開かれたプロセスを確保するため、2021年2月から2022年2月まで、計10回にわたりコンサルテーション会合を開催し、改訂案に対するパブリック・コメントを経て、2022年5月に環境社会配慮ガイドラインを改訂、2022年7月に施行しました。また、環境社会配慮ガイドラインの改訂に合わせて「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインおよび原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱」（異議申立手続要綱）も改訂し、現在の異議申立手続要綱は、環境社会配慮ガイドラインと同じく、2022年5月に改訂、2022年7月に施行したものです。

環境社会配慮確認のためのガイドラインの詳細はこちら

▶ https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/image/Environemtal_Guidelines_2022.pdf

■ 環境社会配慮確認手続き

環境社会配慮確認は、投融資等決定前に対象プロジェクトを環境への影響の程度に応じてカテゴリ分類する『スクリーニング』、環境社会配慮の適切性について確認を行う『環境レビュー』を経て、投融資等の決定後実際の影響を確認する『モニタリング結果の確認』という流れで行われます。



*カテゴリFIの場合、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて環境社会配慮ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

スクリーニングにおいては、プロジェクト実施主体者等から提供される情報に基づき、プロジェクトの環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、次の4つのカテゴリに分類します。

カテゴリA	環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト
カテゴリB	環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリC	環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト
カテゴリFI	JBICの投融資等が金融仲介者等に対して行われ、JBICの投融資等承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を行い、JBICの投融資等承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

II 外部イニシアチブへの加盟

JBICではサステナビリティの実現に向けて、さまざまなステークホルダーと連携して取り組みを進めていくため、国内外のイニシアチブに参画しています。2023年度には新たに、経団連自然保護協議会、インパクトコンソーシアムおよびアジアGXコンソーシアム等に加盟し、先進事例についての参画企業等との意見

交換などを進めてきました。また、既存のイニシアチブにおいても取り組みを強化しており、Sustainability Leaders Councilでは、オンライン公開イベントやレポートを通じて水資源に関わる意見発信を実施しました。(→詳細はP.44およびP.54ページをご覧ください。)

外部イニシアチブ一覧

◆ 気候変動関連

■ アジアGXコンソーシアム

アジアGXコンソーシアムはトランジション・ファイナンスの在り方について、官・民金融機関にて、アジアにおける事例ベースで議論し、具体的な手法の形成や案件組成につなげていくための枠組みです。JBICは2024年3月のキックオフ会合より参加しています。

■ TCFDコンソーシアム

JBICは2019年10月、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の趣旨に賛同を表明し、TCFDコンソーシアムに参画しています。



■ 水素バリューチェーン推進協議会

水素バリューチェーン推進協議会は、水素社会実現に向けた戦略の方向性について、官民さまざまなステークホルダーが議論を行う場を提供しています。



■ 日本水素フォーラム

日本水素フォーラムは、米国の脱炭素化の目標に貢献するため、米国において水素に関する事業を営む日系企業32社が活動しています。JBICは2022年4月に加入し、月例で開催される全体会議等に参加しています。

■ クリーン燃料アンモニア協会

クリーン燃料アンモニア協会は、低炭素社会に向けてのCO₂フリーアンモニアの供給から利用までのバリューチェーンの構築、および社会実装を目的として、2019年4月に一般社団法人(旧称 グリーンアンモニアコンソーシアム)として設立されました。



◆ 自然関連

■ TNFDフォーラム

JBICは2022年12月、TNFD(自然資本関連財務情報開示タスクフォース)の議論をサポートするTNFDフォーラムに参画しています。

■ 経団連自然保護協議会

経団連自然保護協議会は、途上国および国内の自然保護活動を支援するとともに、企業の自然保護活動を促進することを目的として、経団連自然保護基金を通じたプロジェクト支援、政策提言、企業への啓発・情報提供を行います。JBICは2023年6月に参画しました。

■ Sustainability Leaders Council

Sustainability Leaders Councilは、2021年10月、米Eurasia Groupとサントリーホールディングス(株)が共同で設立し、アジアを中心としたサステナビリティを巡る議論を行っています。JBICは、Sponsoring Partnerとして同Councilの活動に貢献しています。

■ エグゼクティブ・サステナビリティ・フォーラム

エグゼクティブ・サステナビリティ・フォーラムは、日本企業の経営者が集まり、日本やアジアにおけるサステナブルな成長、サステナブルビジネスの在り方について議論し発信する団体で、JBICは2022年11月の発足時より参加しています。2024年1月の世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)では、当フォーラムとして、ASEANのサーキュラーエコノミーおよびカーボンニュートラルに関する共同声明を発表しました。

◆ その他

■ アフリカのきれいな街プラットフォーム

JBICは2022年7月、アフリカ諸国における衛生的な都市環境や廃棄物管理に関する知見共有や投資促進を通じて、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を支援するために設立された「アフリカのきれいな街プラットフォーム」に加盟しました。

■ 2X Challenge / 2X Global

JBICは、2018年6月のG7シャルルボワ・サミット(カナダ)にて、女性の社会進出推進のためのイニシアティブ「The G7 2X Challenge: Financing for Women」に参加表明しました。2024年6月、2X Challengeは加盟機関によるジェンダーレンズ投資目標として、2027年までに200億米ドルの資金動員を目指すことを発表しました。

 **CHALLENGE**
FINANCING FOR WOMEN

 **GLOBAL**

なお、2X Challengeは現在2X Globalの一部として活動しています。

■ ESG金融ハイレベル・パネル

JBICは、環境省が主催し、金融・投資業界と国がESG金融に関する意識と取り組みを高めていくための議論を行い、行動する場である「ESG金融ハイレベル・パネル」に、2022年3月に開催された第5回より委員として参加しています。2024年3月に開催された第7回では、日本のESG金融の深化に向けた展望として、エンゲージメントの重要性等について意見を発信しました。

■ 人的資本経営コンソーシアム

JBICは、人的資本経営の実践に関わる先進事例の共有、情報開示手法の検討、企業間や投資家との対話を行うことを目的に設立された「人的資本経営コンソーシアム」に、2022年8月の設立当初より加盟しています。

■ インパクトコンソーシアム

JBICは2024年2月、環境・社会的効果(インパクト)の実現を図る多様な経済・金融の取り組みを支援し、幅広い関係者との議論・協働の場として設立された「インパクトコンソーシアム」に加盟しました。

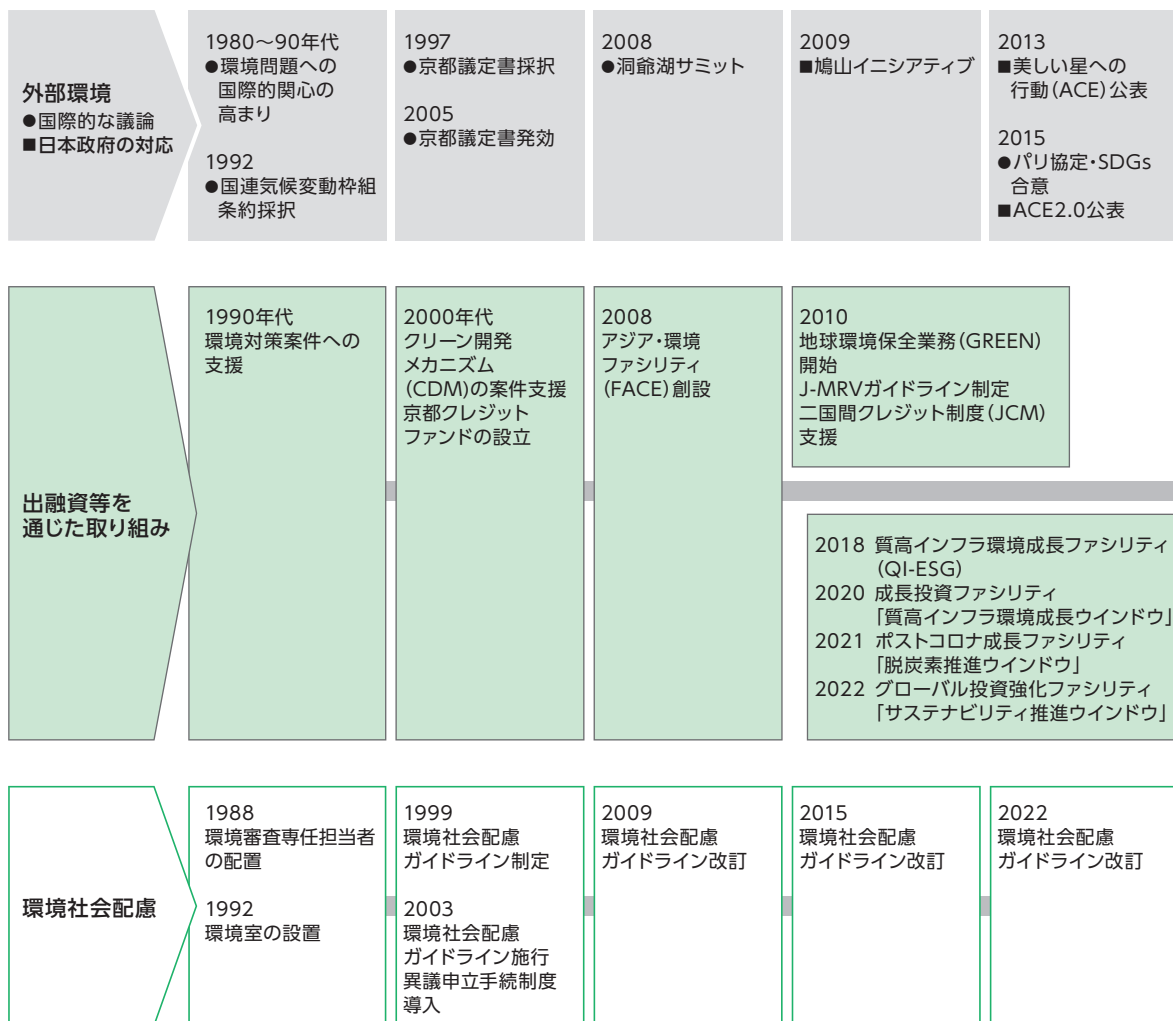
2 環境

環境に関するJBICのあゆみ

JBICはこれまで、気候変動問題に関する国際的な議論や日本政府の方針を踏まえ、新たな支援メニューの創設や推進体制を整備するなどの取り組みを行ってきました。政策金融機関ならではの機能を活用して、各種ファイナンスやエンゲージメント、多国間連携等を通じ、新興国・途上国のエネルギートランジ

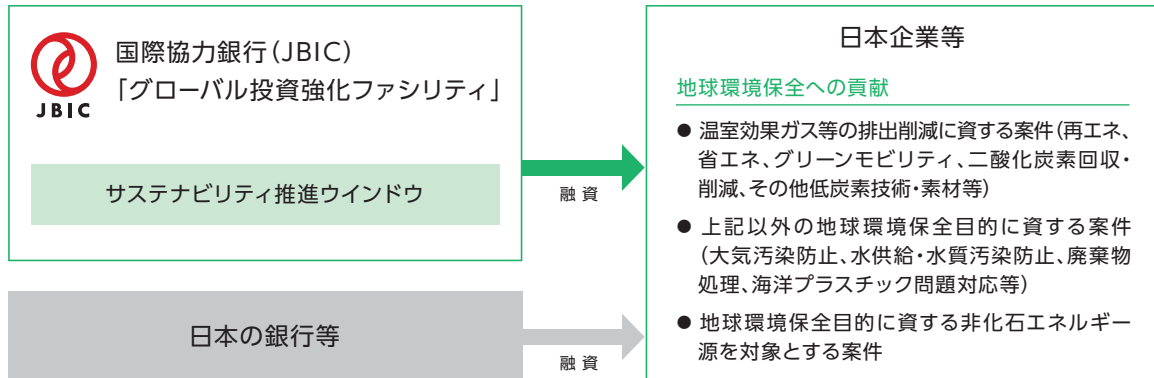
ションを加速させ、世界全体でのカーボンニュートラル実現に貢献していくことを目指しています。

今後も国際的な合意やそれを踏まえた日本政府の政策等に基づき、気候変動問題等に対する取り組みを金融面から積極的に支援していきます。



II グローバル投資強化ファシリティ(サステナビリティ推進ウインドウ)

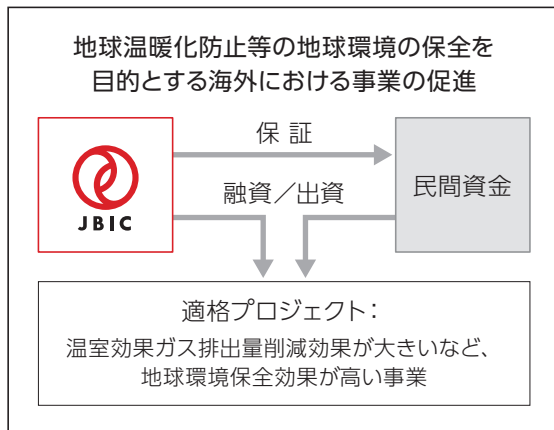
JBICは、環境などの先端技術や独自の強みを活かした日本企業の海外展開を後押しするため、2022年7月、「グローバル投資強化ファシリティ」の下に「サステナビリティ推進ウインドウ」を創設しました。日本企業による脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献を支援しています。



II 地球環境保全業務 (GREEN) について

JBICは、高度な環境技術を活用した太陽光発電やエネルギー効率の高い発電所の整備、省エネ設備の導入等の高い地球環境保全効果を有する案件に対して、民間資金の動員を図りつつ、融資・保証および出資を通じた支援「地球環境保全業務 (Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental

preservation: GREEN)」を行っています。GREENは、国際的にも高く評価されている日本の先進技術の世界への普及にも留意しつつ、主として温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる案件などに対する地球環境保全効果に着目した支援を行っています。



II グリーンボンド

JBICは、グリーンファイナンスを通じた持続可能な社会・環境の実現に貢献することを目指しており、グリーンファイナンスに必要な資金を調達することを目的として、2022年1月に日本の政府保証外債として初のグリーンボンドを発行しました。その後も政府保証外債にて2回、国内債にて1回のグリーンボンドを発行しています。グリーンボンドにより調達

した資金は再生可能エネルギーをはじめとする適格資産に充当されます。

なお、グリーンボンドは、市場でのシェア・知名度が高いサステナリティクス社よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得した厳格なフレームワークに基づいて発行しています。

■ 発行概要		■ 資金使途対象案件	
	第1(JBIC50)	第2(JBIC55)	第3(JBIC60)
保証体	日本国政府		
通貨	米ドル		
年限	5年		
クーポン	1.625%	4.375%	4.875%(S.A.)
発行額	5億米ドル		

■ 資金使途対象案件

- 再生可能エネルギー
(アフリカ風力、東南アジア地熱等)
- クリーン交通(欧州高速鉄道)

発行予定・実績等の詳細はこちら▶ <https://www.jbic.go.jp/ja/ir/greenbond.html>

II TCFD提言を踏まえた気候関連の情報開示(2023年12月公表)の概要

JBICはTCFD提言を踏まえた気候関連情報開示を行っています。下記は2023年12月に公表したTCFD開示の概要です。

◆ ガバナンス

○ サステナビリティ推進体制

JBICでは、気候変動を含むサステナビリティに関する重要事項は、取締役会による監督の下、経営会議、サステナビリティ委員会、統合リスク管理委員会などで議論されます。詳細については、「サステナビリティ推進体制(P.39)」をご参照ください。

◆ 戦略

○ カーボンニュートラル実現に向けたトランジションに係る考え方

気候変動問題への対応は国際経済社会にとって喫緊の課題であり、パリ協定が掲げる目標の達成には巨額の資金が必要です。民間資金を動員しつつ、資金フローを脱炭素化に向けて適合させていくことが求められるところ、JBICはカーボンニュートラル実現に向けたグリーンエネルギー分野や、脱炭素社会への移行に必要な事業・技術転換、新技術の確立に関わるイノベーションなどに伴う資金需要の増大を、気候変動に伴う機会と認識しています。

また、世界全体でのカーボンニュートラルの達成は、持続可能な経済成長の追求と両輪で取り組むべき課題です。このためには、持続可能な脱炭素社会への多様な道筋を支援しながら、実体経済の脱炭素化の着実な実現に貢献することが肝要です。こうした認識の下、JBICは今後も日本政府の方針

などを踏まえつつ、政策金融機関としての長期的かつ戦略的なリスクテイク機能や、ホスト国政府などとの継続的なエンゲージメント、海外の政府機関・国際機関などとの連携などを活かして、エネルギー移行に資する案件形成を初期段階から支援し、多様なファイナンスで脱炭素化の取り組みを後押ししていきます。また、パリ協定の国際的な実施に向けた貢献として、2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成、そして2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求します。

なお、JBICでは、化石燃料案件については、1.5℃目標やパリ協定の目標への整合性を確認するなど日本政府の方針に則って適切に対応するとともに、排出削減措置のない石炭火力発電への支援を停止しています。

○ グリーンファイナンスの取組事例

(1) フランスの洋上風力発電事業にプロジェクトファイナンス

2023年4月、JBICは、フランス①西部および②北部沖合で実施する約500MWの着床式洋上風力発電事業を対象に、おのこの11億ユーロ（協調融資総額は①約22億ユーロ、②約24億ユーロ）を限度とするプロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結しました。本融資は、フランス政府が掲げる、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標や、再生可能エネルギー移行政策に資するものです。



(2) イギリスの海底送電事業にプロジェクトファイナンス

2023年11月、JBICは、英国Triton Knoll洋上風力発電所にて発電される電力をグレートブリテン島まで送電する海底送電事業を対象に、約2億5,900万ポンド（協調融資額は約5億2,300万ポンド）を限度とするプロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結しました。本融資は、2050年までに二酸化炭素ネット排出量をゼロにする法定目標を掲げ、再生可能エネルギーの導入を推進している英国政府のエネルギー政策に沿うものです。また日本政府が、日本企業が取り組む脱炭素の技術開発・社会実装への支援を通じたエネルギー産業の国際競争力の強化を掲げている中、本プロジェクト出資者の東京電力パワーグリッド（株）の子会社TEPCO Power Grid UK Limited等が得た洋上風力発電所向け送電サービスのノウハウは、今後の日本や英国以外での事業展開にも活用されることが期待されています。



(3) トルコの政策金融機関を通じた再生可能エネルギー事業・エネルギー効率化事業、および震災被害復興に資する再生可能エネルギー事業等を支援

2023年12月、JBICは、①トルコ開発投資銀行（TKYB）および②トルコ産業開発銀行（TSKB）との間で、おのこの1億2,000万米ドル（協調融資総額2億米ドル）を限度とするクレジットラインを設定しました。またJBICは民間金融機関の融資部分に対し保証を提供します。本クレジットラインは、トルコにおける①再生可能エネルギー事業およびエネルギー効率化事業並びに②トルコで2023年2月に発生した地震による震災被害復興に資する再生可能エネルギー事業、エネルギー効率化事業および水・廃棄物関連事業に必要な資金を、2行を通じて融資するもので、再生可能エネルギー源の開発やエネルギー消費の効率化に関する各種政策を掲げるトルコ政府および政策金融機関2行の取り組みに沿っているほか、省エネ機器製造に強みを有する日本企業のビジネス機会を創出しています。



TKYBとの調印式



TSKBとの調印式

○ エンゲージメントに関する取組事例

新興国・途上国における脱炭素社会の実現に向けたエネルギー移行の加速、ひいては世界全体でのカーボンニュートラルの実現に向けて、ホスト国政府をはじめとするステークホルダーとのエンゲージメントは政策金

融機関としての重要な責務であると考えています。JBICは、日本の政策金融機関として、海外の政府機関・国際機関などとの連携強化を通じ、気候変動問題に関する取り組みを金融面から積極的に支援していきます。

(1) ホスト国政府などとのエンゲージメント

インドネシア インドネシア政府 との政策対話 (2022年3月)	財務省、エネルギー・鉱物資源省、Indonesia Investment Authority (INA) との間で政策協議 (10回目) を実施。日本企業の投資動向、インドネシアの脱炭素化推進に向けたJBICの支援について意見交換。	
ベトナム Vietnam Climate Finance Framework の立ち上げ (2023年1月)	ベトナムの2050年温暖化ガス排出ネットゼロ実現に貢献する事業の促進を目的として、日米豪にてVietnam Climate Finance Framework (VCFF) を立ち上げ。	

(2) 政府機関・国際機関などとの連携強化

ルーマニア 財務省および ルーマニア輸出入銀行 との覚書 (2023年3月)	ルーマニアおよびウクライナ周辺国を含む第三国でのエネルギー安全保障、気候変動対策等の分野、日本企業のルーマニアでの直接投資および事業拡大の促進、並びにルーマニア政府によるサムライ債発行をはじめとした資金調達手段の多様化に係る連携強化を目的とする覚書を締結。
エジプト 国際協力省との覚書 (2023年4月)	JBICとエジプト政府との間での協力関係強化により、再生可能エネルギー、水素、アンモニア等の脱炭素分野を含む幅広い分野における日本企業の事業展開を支援するもの。
G7および 欧州の開発金融機関 並びに欧州復興開発銀行 との業務協力協定 (2023年6月)	英国政府およびウクライナ政府がロンドンで共催したウクライナ復興会議において、G7および欧州の開発金融機関並びに欧州復興開発銀行 (EBRD) との間で、ウクライナ投資プラットフォームに関する業務協力協定を締結。本プラットフォームは、G7および欧州の開発金融機関並びにEBRDが連携してウクライナおよび周辺国を支援することを目的としており、主に民間セクター向けの支援における情報交換やファイナンス面での協働を行うもの。
アラブ首長国連邦 アブダビ国営石油会社 (ADNOC)との覚書 (2023年7月)	脱炭素・エネルギー・トランジション分野およびエネルギー効率化分野に焦点をあて、こうした分野におけるADNOCと日本企業による協業の促進を図るもの。
黒海貿易開発銀行と 業務協力のための覚書 (2024年2月)	黒海貿易開発銀行 (BSTDB) との間で、両機関の協力強化に向けた覚書を締結。本覚書は、ウクライナの復興に資するビジネス活動の促進や、ウクライナおよびその周辺国における農業・食糧・交通・ロジスティクス・デジタル・医療分野等の案件並びにBSTDB加盟国内における再生可能エネルギー案件を中心とした気候変動緩和に資する案件組成等の推進に向け、両機関の協力強化を図るもの。
サウジアラビア 電力会社 (SEC) との覚書 (2024年4月)	サウジアラビア王国電力会社 (SEC) との間で、両機関のパートナーシップ強化のための覚書を締結。本覚書は、SECの将来のプロジェクトに対して、日本企業の投資および製品・技術導入や金融面での解決策を提示し、同国のエネルギー転換を促進することを目的としている。
アメリカ 国際開発金融公社 との覚書 (2024年4月)	アメリカ合衆国国際開発金融公社 (DFC) との間で、業務協力に関する覚書を締結。本覚書は、インド太平洋地域を中心に、質の高いインフラ、サプライチェーン強化、エネルギー・トランジション等の分野において協力していくことを確認するものであり、日本政府が推進する「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも資するもの。
国際金融公社 (IFC) との協議 (2024年1月)	気候変動対応やエネルギー・トランジションを含むサステナビリティ分野、グローバルなサプライチェーン強化に資するインフラ・資源分野およびイノベーション分野等における案件組成等の推進に向け、両機関の一層の協力強化を図るもの。

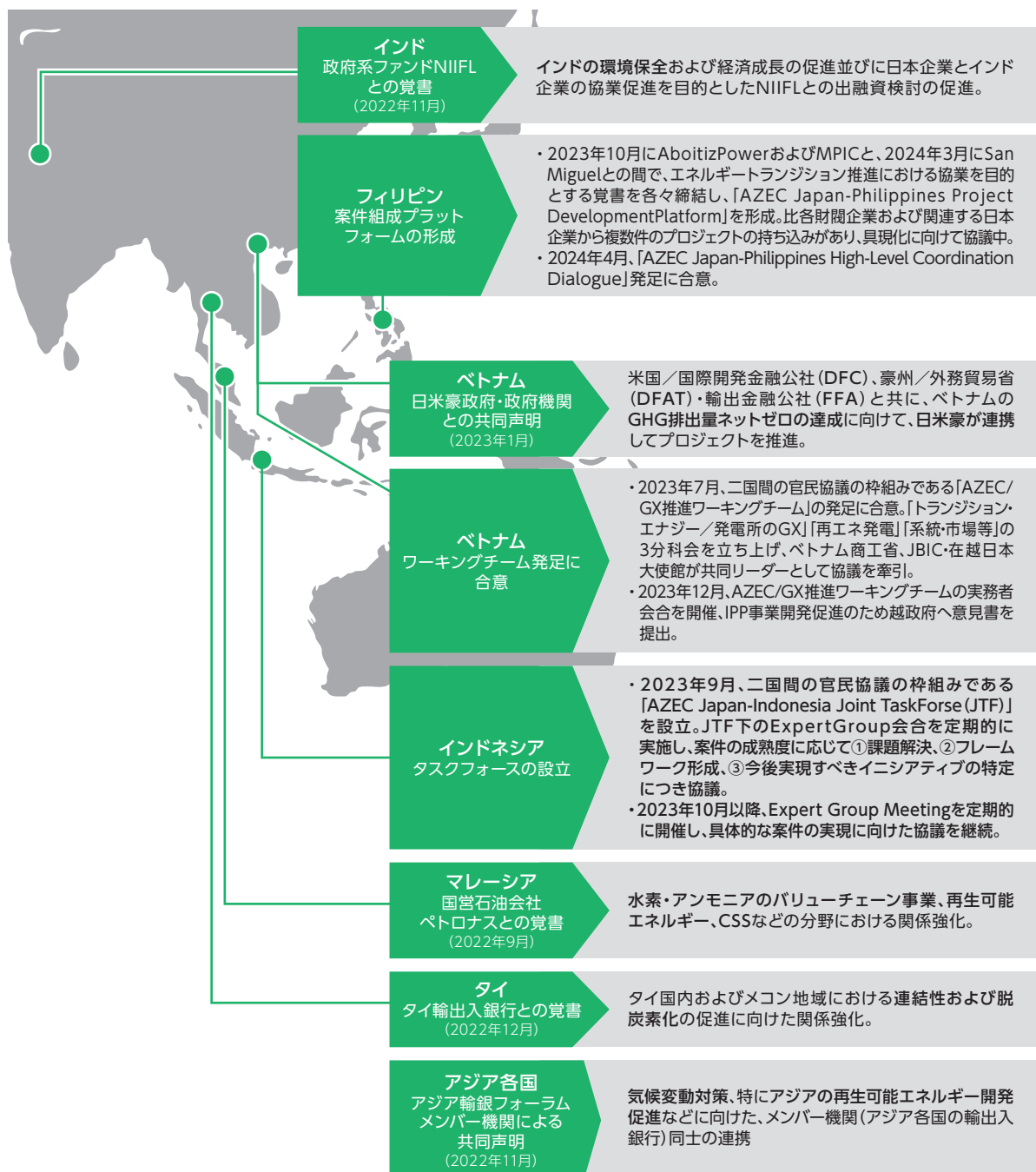
○ アジアのエネルギー移行支援

日本政府は「公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)」や「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想」を通じ、アジアなど地域の脱炭素化を推進しています。JBICは、ホスト国政府などとのエンゲージメントおよび再生可能エネルギーなど個別案件の組成を通じてエネルギー移行を支援しています。

アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想

アジア・ゼロエミッション共同体(Asia Zero Emission Community: AZEC)構想は、2022年1月に岸田首相が提唱し、2023年3月に日本政府が主導して発足した多国間枠組みです。カーボンニュートラルに積極的に挑戦するアジアの有志国と共に、経済成長とエネルギー安全保障を確保しな

がら、各国の実情に応じた脱炭素化を進めています。JBICは、このAZEC構想に沿う形で、ホスト国政府などとのエンゲージメントに加え、インドネシアおよびベトナム、フィリピンなどとの再生可能エネルギーなどの案件の組成を通じ、同地域の脱炭素化に向けた支援を強化しています。



◆ 気候関連リスク管理

JBICは、気候関連リスクへの対応の重要性を認識し、2023年に気候関連リスクに関する管理方針を定めました。同方針に基づき、気候関連リスクの認識・評価・管理の態勢整備を行っています。

○ リスク管理態勢

JBICでは、気候関連リスクは、今後の地球環境変化や社会動向次第で発現する形や影響範囲が異なるフォワードルッキングなリスクであり、長期的・俯瞰的視点を持って対処する必要があるリスクであること、また特徴として、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどの各リスクカテゴリに関連するリスクドライバーであり、広範な波及経路でさまざまな時間軸で顕在化する可能性があるリスクであると認識しています。

こうした認識の下、JBICでは気候関連リスクについて、統合リスク管理の枠組みにおいてトップリスク（リスクが顕在化した場合にJBICにもたらされる影響が大きい、特に注意すべきリスク事象）に指定の上、気候変動に関する社会・規制動向や化石燃料案件などを取り巻く環境変化・案件動向のモニタリングなどにより包括的に管理を行っています。

また、各リスクカテゴリーにおいて想定されるリスク事象について、JBICの業務特性やポートフォリオの特徴に照らした重要度を、外部専門家の助言を得つつ定性的に評価しました。評価の結果、JBICでは特に信用リスク（与信先の業績悪化などに伴う与信関係費用の増加）の重要性が高いことを認識し、優先的にリスク評価・管理の態勢整備を進めています。

具体的な信用リスク管理の取り組みとして、JBICでは与信先の移行リスクおよび物理的リスクのシナリオ分析に取り組んでいます。また、TCFD提言の銀行向け補足ガイダンスにおいて与信集中度の開示が推奨されている炭素関連資産を含むセクターのうち、与信額が相対的に大きいセクターである「電力」「エネルギー」「運輸」「鉄鋼」の4セクターを、重点的に気候関連リスクを把握する「重点管理セクター」に指定しています。

		リスク事象例	気候変動リスク	時間軸
信用		炭素関連産業を中心に与信先の収益減少や炭素関連負担による業績悪化に伴う与信費用の増加	移行	中～長期
		異常気象による与信先の業績悪化や担保毀損に伴う与信費用の増加	物理的（急性）	短期
		長期的な気候変化による担保毀損や与信先の業績悪化に伴う与信費用の増加	物理的（慢性）	中～長期
市場・流動性		急激な移行や自然災害発生による、金融市場・コモディティ市場の混乱、それに伴う金融商品時価やコモディティ価格の変動	移行・物理的（急性）	短～長期
		移行リスクへの対応遅延に伴う風評悪化による資金調達コストの増加	移行	短～中期
オペレーショナル	有形資産	自然災害による本店や支店などの損害発生	物理的（急性）	短期
	風評	気候変動問題への取り組み不足や情報開示対応遅れなどによる風評悪化	移行	短期

○ シナリオ分析

JBICでは、気候変動が当行のポートフォリオに将来にわたって与える影響を評価するために、移行リスク・物理的リスクのそれぞれについて、TCFD提言に沿う形で主に気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(Network of Central Banks and Supervisors for Greening the Financial System、略称:NGFS)の気候シナリオを用いたシナリオ分析を実施しています。

移行リスクにおいては、厳しい規制とイノベーションの進展により温暖化を1.5℃に抑え、2050年頃には二酸化炭素排出ゼロを達成する世界観を前提に、主にNGFSによるNet Zero 2050シナリオ(1.5℃未満シナリオ)を用いて2050年までの影響に関する分析を行いました。分析対象は、GHG排出量とJBIC与信額の2つを勘案し選定しました。具体的には、上述の「重点管理セクター」に属する国内外コーポレート与信先のうち大口与信先、炭素関連のプロジェクトファイナンス案件のうち、特に与信額の大きい与信先、および政策金融機関としての特徴から外国政府向け与信が多いことを踏まえて、脱炭素社会への移行の影響を受けやすい特徴を持つ大口のソヴリン与信先を分析対象としました。

物理的リスクにおいては、急性リスクである高潮・河川洪水・暴風・干ばつ・森林火災・海面上昇、および慢性リスクである気温上昇・海面上昇を分析対象ハザード(気候災害)とし、現在実施されている政策

のみが維持され物理的リスクが高まる世界観を前提に、主にNGFSのCurrent Policiesシナリオ(3℃上昇シナリオ)を用いて2050年までの影響に関する分析を行いました。分析対象は、JBIC与信ポートフォリオの特徴を考慮し、グローバルのプロジェクトファイナンス全件としました。プロジェクトファイナンスは1カ所の所在地に収益資産が集中しているため、ハザードの影響が及びやすいことなどを考慮したものです。

移行リスクおよび物理的リスクのシナリオ分析の結果、案件ごとの特性も踏まえつつ、適切な債権管理を実施するとともに、各国政府や与信先各社との対話・エンゲージメントを継続することや、脱炭素化に向けた取り組みが計画どおりに行われるようにGXファイナンスなどを通じた支援を実施することの重要性を確認しています。シナリオ分析は、気候変動が当行のポートフォリオに将来にわたって与える影響を評価し、気候変動に関するさまざまな将来の状態に対するリスク管理の柔軟性やレジリエンスを高めるために今後も活用していく方針です。より有効な活用を目指し、各セクターの脱炭素化に向けた将来見通しや与信先の脱炭素化に向けた移行計画などを反映させたシナリオに基づく分析が可能となるよう、相手国政府や与信先などさまざまなステークホルダーとの対話を重ね、今後も分析手法やデータ活用方法の改良に向けた不断の取り組みを行っていきます。

◆ 指標と目標

主なモニタリング指標	実績値	目 標
GHG排出量(2023年3月末時点)		
Scope 1	181.5	2030年ネットゼロ
Scope 2	861.4	2030年ネットゼロ
気候関連ファイナンスの2023年度実績		
案件形成に係る取組件数	57件	28件
承諾件数	32件	42件
協調融資総額	2兆4,433億円	—
石炭火力発電PF案件の残高	1兆1,066億円	(削減目途) 2040年代初頭に残高ゼロの見込み

○ GHG排出量

JBICでは、気候変動関連リスク・機会を評価・管理するための指標として、GHG排出量の計測についての分析・検討を進めています。

(1) 自らのGHG排出量削減に向けた取り組み

JBICはESGポリシーの下、2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成を追求しています。今後も、Scope1およびScope2におけるGHG排出量の削減策の検討・実施を進めていきます。なお、Scope3の出張カテゴリについても、2022年度から算定を進めています。

(2) 投融資先のGHG排出量削減に向けた取り組み

現在、投融資ポートフォリオについては、JBICの業務や取組状況の特徴などを踏まえたGHG排出量の試行的算定を進めています。今後も、2050年ネットゼロの達成に向けて、算定・モニタリング範囲の分析・検討を継続していきます。

本書「統合報告書2024」のP.47～53の記載内容は、2023年12月に公表した年次報告書2023追補版－TCFD提言を踏まえた気候変動関連情報開示の一部内容を要約しつつ、各種取組事例は今次統合報告書発刊のタイミングで見直しを行っています。

2023年12月に公表した年次報告書2023追補版－TCFD提言を踏まえた気候変動関連情報開示全文は、JBICホームページに掲載されている年次報告書2023追補版をご参照ください。

▶ https://www.jbic.go.jp/ja/information/annual-report/image/TCFD_2023.pdf

II 自然資本に対する取り組み

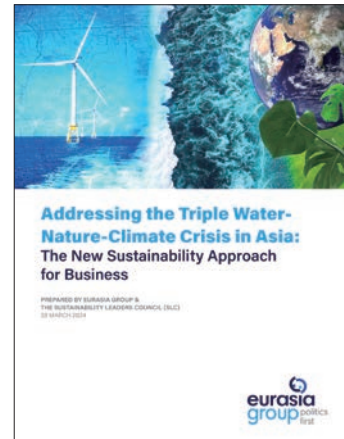
気候変動、自然資本・生物多様性の損失等には連関性が認められており、脱炭素社会への移行、自然再興、生物多様性の保全を統合的に推進していく必要があります。

JBICでは、こうしたサステナビリティ課題への取り

組みを企業にとっての新たなビジネスチャンス、世界経済にとっての新たな付加価値創造の機会と認識し、地域・業界横断的な視点で脱炭素に加え、自然資本・生物多様性に関わる取り組みも支援しています。

○ 水資源の保全に関する取組事例

JBICは、米国のEurasia Groupとサントリーホールディングス(株)とが共同で設立したイニシアチブであるSustainability Leaders Councilに参画し、アジアを中心としたサステナビリティを巡る議論を行っています。2023年度は水をテーマとし、11月にはオンライン公開イベントにおいて水資源を共有するさまざまなステークホルダーと連携した統合的な対応や、水関連の革新的な技術およびその支援の必要性について発信するとともに、3月には団体として水関連課題の現状や今後の取り組みに関するレポートを公開しました。



○ ブルーボンドの一部取得事例

2023年5月、JBICはインドネシア政府が日本で発行する公募債形式の円建て外債(サムライ債)総額207億円の一部を取得しました。JBICは同政府が発行したサムライ債に過去4回保証供与、2回一部取得を実施していますが、今回は同政府として初めて発行した、海洋資源の保護等海洋分野に資金使用を限定した債券である「ブルーボンド」の一部取得になります。本ブルーボンドによる調達資金は、インドネシア政府のSDG債フレームワーク上の適格支出に該当する、海洋・沿岸の保護、生物多様性・生態系の回復、廃棄物処理および持続可能な漁業等に関するプロジェクトに充当される見込みです。また、本ブルーボンド発行支援は、こうしたインドネシアにおける社会的課題の解決への貢献を通じた同政府との関係強化に資するものです。



(イメージ)

○ サステナビリティ・トランスフォーメーション取組事例

2023年3月、JBICはルクセンブルク国籍のNordic Ninja Fund II SCSpに関する出資契約を締結し、5,800万ユーロの出資コミットを行いました。本ファンドは、JBICと(株)経営共創基盤との合併会社である(株)JBIC IG Partners等により設立され、主に北部ヨーロッパ地域(北欧・バルト諸国に、英国、アイルランドおよびベネルクス3国を加えた地域)におけるサステナビリティ×デジタル分野のスタートアップを投資対象とするベンチャーキャピタルです。例えば、投資先であるフィンランドOnegoは、通常のタンパク質と比較して製造過程におけるGHG排出量・土地利用量・水利用量を削減する代替タンパク質を製造しています。また製造時の副産物についても包装資材等として活用することが企図

されています。本ファンドは、こうしたスタートアップ企業と、戦略投資家である日本企業との事業提携および資本提携等を促進することで、日本企業のサステナビリティ・トランスフォーメーション等を戦略面から支援するものです。



Onego製造の代替タンパク質によるクリーム（イメージ）

3 社会

II ソーシャルファイナンス業務実績事例

社会課題の解決に資する事業に対する支援として、ソーシャルインパクトファイナンスの取り組みを支援しています。

(1) ベナンの初等教育省が実施する小学校向けランタン電化事業を支援

2023年6月、JBICはベナン政府との間で、2021年3月に設定したクレジットラインの下、50万ユーロ(協調融資総額は100万ユーロ)を限度とする貸付契約を締結しました。また、JBICは民間金融機関の融資部分に対し、保証を提供します。本件は、ベナンにおける小学校10校の屋根に太陽光パネルを設置し、太陽光発電により充電したランタンを生徒に貸し出すことで、未電化エリアにおける各世帯の電化をクリーン電源により実現する事業に必要な資金を融資するものです。本事業は、通学習慣の定着化

を通じ初等教育の普及に貢献するほか、温室効果ガスの排出削減につながることを期待されます。また、ベナン国内では電力普及率の地域格差が著しい中で、農村部における電化率向上という社会的課題の解決に貢献します。



ランタン貸与・充電の様子

(2) インドにおける環境保全関連事業および日本企業のインドにおける事業展開を支援

2023年8月、JBICはインド籍の日印ファンドに関する出資契約書を締結し、250億インド・ルピーの出資コミットを行いました(インド政府の出資コミット額240億インド・ルピーと合わせてファンド総額は490億インド・ルピー)。本ファンドはインドの政府系ファンド管理会社であるNational Investment and Infrastructure Fund Limitedが組成・運営するファンドであり、運営面ではJBICと経営共創基盤との合併会社であるJBIC IG Partnersと連携するものです。本ファンドは、インドにおける廃棄物処理事業、水処理事業、再生可能エネルギー事業および電気自動車関連事業等の環境・社会分野に加え、日本企業と

協業の可能性があるインド企業またはプロジェクトも投資対象としています。同国では人口増加・急速な都市化に伴う未処理の廃棄物の増加および水質汚染の改善に継続的に取り組んでおり、本ファンドはこうした社会的課題の解決に貢献するものです。



調印式

(3) アンティグア・バーブーダにおいて日本企業が実施する小規模分散型水循環システム製造・販売事業を支援

2024年2月、JBICはWOTA(株)との間で、融資金額8,400万円(協調融資総額は1億2,000万円)を限度とする貸付契約を締結しました。本件は、WOTAが開発した、住宅単位で生活全雑排水を再生循環させることを可能とする小規模分散型水循環システムの、アンティグア・バーブーダにおける製造・販売に必要な資金を融資するものです。同国は島嶼国という性質上、慢性的な水不足が課題となっておりますが、本システムを通じて、整備や維持に多大なコストを要する上下水道インフラに依存しない、衛生的かつ安定的な水供給への寄与が期待されます。



現地関係者との協議

II 人権尊重の取り組み

人権に関する基本的な考え方

JBICは、日本および国際経済社会の健全な発展への貢献を使命とする日本の公的金融機関として、人権尊重を重要かつ積極的に取り組むべき課題と認識しています。2023年4月に人権方針を策定・公表し、組織としての

人権尊重に対するコミットメントを示した上で、顧客およびサプライヤーによる人権尊重への期待を表明しました。本方針に基づき、引き続き人権尊重に取り組み、サステナビリティの実現を推進していきます。

JBIC人権尊重へのコミットメント

人権の尊重は重要な課題であり国際的な規範を尊重し、人権尊重に取り組む。また、JBICの役職員、サプライヤー、顧客にも人権方針の考え方を共有し、人権尊重に取り組むことを期待する。

【人権に関する国際的な規範】
世界人権宣言
国際人権規約
労働における基本的原則および
権利に関するILO宣言
ビジネスと人権に関する指導原則

【考え方】

- ・あらゆる差別的な取り扱いの禁止
- ・ハラスメント行為および強制労働や児童労働、人身取引等の人権侵害の不容認

人権方針の全文はこちら▶ https://www.jbic.go.jp/ja/sustainability/image/0414-017692_1.pdf

人権デューデリジェンスに関する取り組み

JBICは、「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする人権に関する国際的な規範を尊重しており、人権関連リスクの特定・評価や負の影響の防止・軽減策の検討・実施などの人権デューデリジェンスに係る取り組みを継続的に実施しています。特に、顧客との取引にあたっては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（環境社会配慮ガイドライン）」を制定しており、同ガイド

ラインに沿って、プロジェクト実施主体者により、人権配慮も含め、適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、出融資保証（出融資等）の意思決定に反映します。また、出融資等の意思決定以降においても、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるようモニタリングや働きかけを行います。

救済措置へのアクセス

サプライヤーや顧客からの苦情等については、苦情等受付窓口でも受け付けています。

また、出融資先等については、環境社会配慮ガイドラインでは地域住民などのステークホルダーからの苦情の早期受付・解決促進のため、プロジェクト実施主体者に苦情受付窓口の設置を奨励しています。

JBIC内部で発生した負の影響を受けた被害者の救済

のため、内部・外部受付窓口を設置しているほか、ハラスメント問題に特化した外部相談窓口を設置し、問題発生時には、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた施策を行っています。人権尊重に係る意識向上やハラスメント防止の取り組みとして、毎年全役職員を対象とする研修やeラーニングを実施しています。

II 人的資本経営の実践

新中期経営計画における人的資本経営の位置付け

JBICは、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念の下、今後10年先を見据えたあるべき姿として「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。」という中長期ビジョンを掲げています。また、第5期中期経営計画における新たな取り組みのテーマとして“Navigate toward and Co-create a Valuable Future”を掲げています。そうした目標の達成のために、金融に関する

“専門性”、複雑化する国際関係の中で日本と国際経済社会の発展を見据えられる“公共性”と“国際性”を高い水準で備えた人材に活躍してもらうことが必要となります。第5期中期経営計画の下、時代や環境に即応し、価値創造していくため、役職員の能力を最大限発揮できるエンゲージメントの高い組織への進化に取り組んでいきます。

人材育成方針

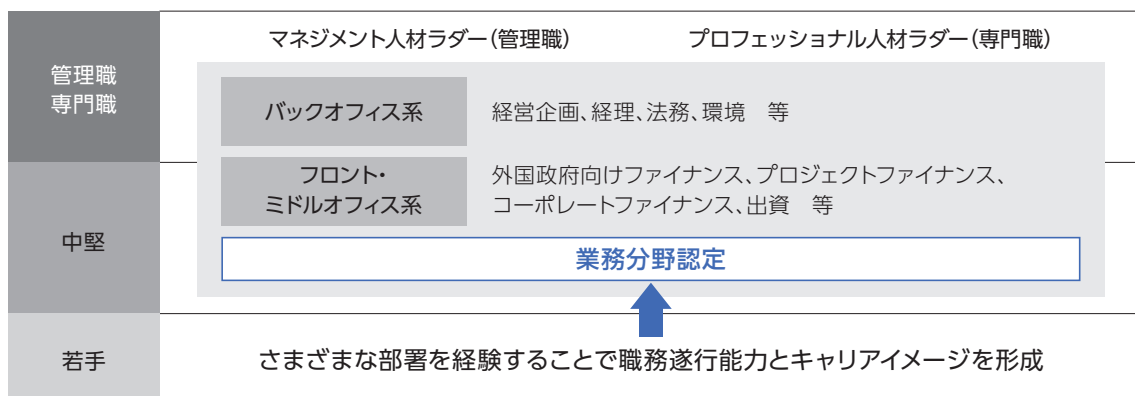
日本および国際経済社会の発展に貢献する組織として、グローバル化が進む中でますます多様化・高度化するニーズに応え、付加価値を創造していくため、同質なジェネラリスト育成ではなく、職員個々の強みや適性に着目して、早い段階から意識的にハードスキルとソフトスキルを開発し、その後のキャリアパスも見据えて、継続

的に強化していくことを人材開発・育成の方針としています。総合職および業務職におけるキャリアディベロップメントの概要は下図をご参照ください。

人材育成制度についてはこちら▶

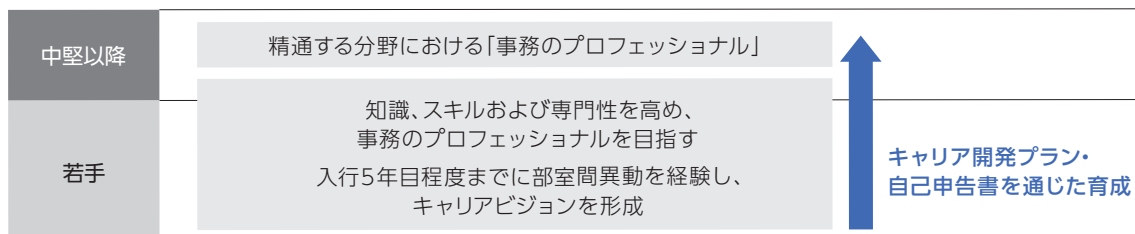
<https://saiyou.jbic.go.jp/career/human/>

総合職の場合



- ・マネジメント人材ラダー：認定された業務分野の中で、管理職として組織マネジメントの責務を負いながらキャリアを構築
- ・プロフェッショナル人材ラダー：認定された業務分野の中で、さらに特定の知見・専門性を絞り込み(国・地域、マクロ経済等)、高度専門家としてのキャリアを構築

業務職の場合



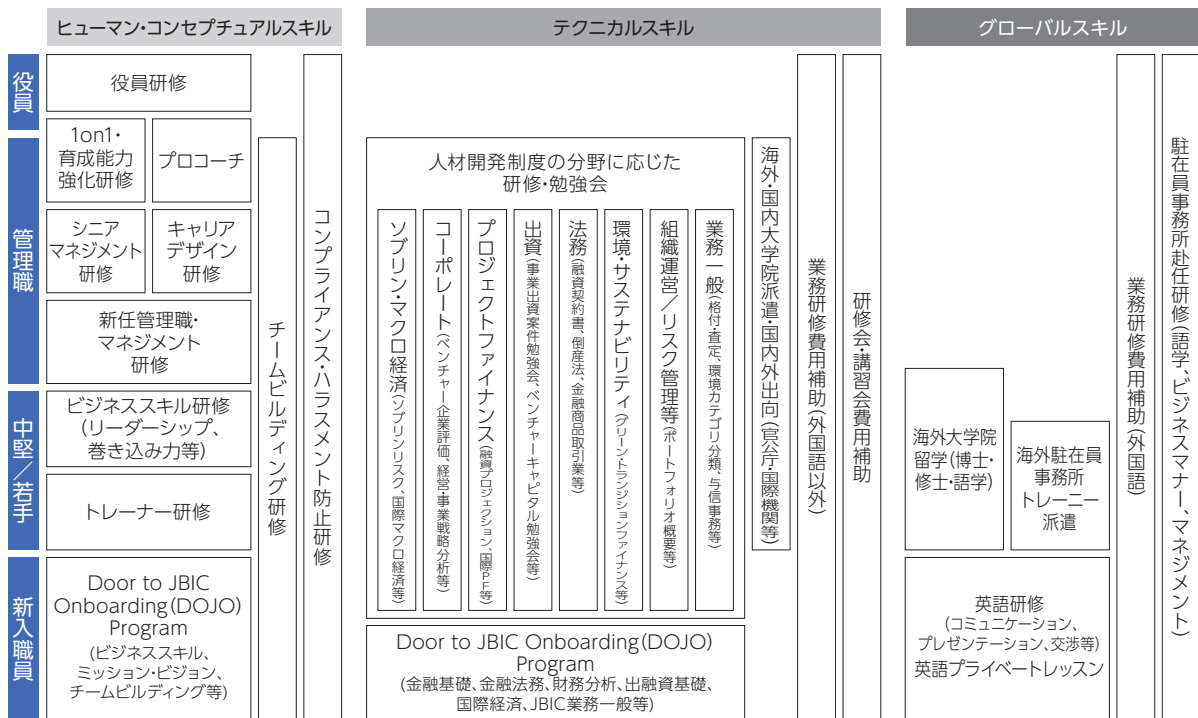
II 人材育成

研修制度(JBIC Academia)

JBICでは、多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成のため、研修体系の整備を進め、2023年4月より新たな研修体系として下図の「JBIC Academia」を創設しました。これは役職員間の「学び」と「教え」と「コミュニ

ケーション」を育む研修制度であり、また同月より導入したITツールのLearning Management System(LMS)も活用して、研修の強化に取り組んでいます。

JBIC Academiaの概要



ヒューマン・コンセプチュアルスキル

国際ビジネスの最前線で活躍することに加え、当行の将来の経営幹部人材を育成するため、各階層において必要となるスキルの習得（新入職員：論理的思考力等、中堅：巻き込み力等、管理職：リーダーシップおよび組織マネジメント等）や、人材育成能力の強化を進めています。

テクニカルスキル

業務を遂行するにあたって必要となるさまざまな専門知識（ソブリン、コーポレート、PF/SF、出資、法務、環境・サステナビリティなど）について研修・勉強会を実施しているほか、業務上必要な専門知識の習得のために、他の機関が行っている研修等を受講した際、その費用を補助しています。

職員が志向する専門性に応じて、業務に関連する経済学、経営学、公共政策、法律等の知識の習得を

目的とした海外・国内の大学院^{注1}への派遣をしています。また、国際機関^{注2}、民間銀行の海外拠点等への一部公募制による出向に加え、外交・経済政策を担う官公庁への出向を行っています。

注1：海外大学院：ハーバード大学、スタンフォード大学、マサチューセッツ工科大学、コロンビア大学、ロンドン・ビジネス・スクール、ケンブリッジ大学等

注2：国際機関：世界銀行、国際金融公社等

グローバルスキル

新人・若手職員はプライベートレッスンや集合研修を通じて英語力を集中的に強化するほか、総合職の新人・若手職員には海外駐在員事務所で数カ月間のトレーナー研修を積む機会があります（2023年度の派遣実績：男性職員13人、女性職員18人）。

業務に関連する外国語（英語以外も含む）の習得を促進するため、授業料や受講料等の費用の一部を補助しているほか、海外大学院・出向に加えて特殊語学の語学学校にも派遣をしています。

多様で優れた人材の活躍を後押しするサポート体制

JBICでは、上記のJBIC Academiaを活用したOFFJT (Off the Job Training)に加えて、現場で経験を積むことを通じて、目指すべき専門性を意識したキャリアパスを設定するOJT(On the Job Training)を実施しています。業務経験を本格的にスタートさせる新卒入行職員と、後述のとおり継続的に採用を強化しているキャリア採用職員の双方とも組織に早期に定着し自律的に

に活躍できるよう、OJTにおいて、新卒入行職員にはトレーナー(業務上の育成指導役)、キャリア採用職員にはメンターが一人ひとりつくことでサポートしています。また、職員の育成を目的とした上司との定期的な対話機会である1on1ミーティング等を通じて面での育成サポートを強化しています。

Ⅱ ダイバーシティ

基本的な考え方

JBICでは、さまざまな国や人々がそれぞれに輝く「多様性を包含する世界」の実現に向け、ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)の推進を組織的な課題と位置付けています。それぞれの個性を持った職員一人ひとり

の多様性を尊重し、公平・公正な機会を提供することにより、全職員が、それぞれの多様な価値観に合った働き方で、活力を持って持続的に働ける組織づくりに取り組んでいます。

推進体制

JBICでは、D&I推進にあたり人事室が主体となって各種取組を進めています。D&I推進には組織内コミュニケーションの活性化が重要と考え、経営陣や職員を交えた対話型・参加型プロジェクトを実施するなど、さまざまな取り組みを実施しています。こうした人事室による取り組みに加え、JBICで働く職員が職場における多様な

悩みや疑問を職員間で相談し助け合える施策として、インクルーシブ推進オフィサー(IO)制度を導入しているほか、D&Iを重視した組織風土の醸成に向け、経営陣が役員コミットメントを発表するなど、全行的にD&I推進に取り組んでいます。

多様な働き方の推進

職員の持つ多様な価値観に応じた働き方を可能にするため、育児・介護等と仕事を両立する職員向けに、休暇等の人事制度や各種サポート体制を設け、育児・介護ハンドブックの配布、上司との育児・介護面談、両立支援制度の全職員向け定期発信等を行っています。

このような取り組みを通じ、JBICは、子育てサポート企業として「くるみん」、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業として「トモニン」という公的な認証を取得しています。第2期働き方改革基本計画の下では、職員の誰もが育児に参加し、不安なく復職できる環境の整備として、仕事との両立支援セミナー・座談会、管理職向け育児・介護に係る理解促進のための研修等を実施したほか、就学児を子に持つ職員等へのサポート体制や男性職員の育児休業等取得

促進に向けた制度の拡充を行いました(2023年度の男性の育児休業等の取得割合は76.4%、男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合は105.8%*)。また、出産・育児、介護、配偶者転勤等を事由とした退職者の復職を可能とするカムバック制度の拡充を行っています。

※2023年度に育休を取得した男性職員のうち、配偶者の出産は2022年度だった男性職員が含まれているため、2023年度の数値としては100%を超えるもの。



育児

育児			女性が利用可能			男性が利用可能			男女共に利用可能		
妊娠			出産			育児					
妊娠が確定した日	6週間前	2週間前	出産	1カ月後	8週間後	1年	1年2カ月	1年6カ月	満2歳に達する日	小学校6年生	
人事制度											
	出産休暇(産前) 多胎児の場合、14週間前から		出産休暇(産後)		妊産婦休暇 (保健指導または健康診査)						
妊産婦休暇 (保健指導または健康診査) (通勤緩和)(休養)		出産休暇 (配偶者出産時)			育児休暇 出産後1年以内の時間外・休日勤務の免除						
	育児支援休暇(第2子以降の場合は予定日の6週間前から(多胎児の場合、14週間前から))										
妊産婦の時間外・休日勤務の制限			出生時育児休業 (女性職員は、養子等を養育する場合)								
				育児休業	場合により延長可						
				勤務時間の短縮							
				時間外・休日勤務の制限							
				深夜残業の免除							
				勤務時間外・休日勤務の適用除外							
				看護休暇							
				子どもの通う保育施設等が休業等となった場合の休暇							
				始業・終業時刻の変更措置(JBIC内通称:育介フレックス)							
				積立年休の利用(子どもの看護、子どもに予防接種もしくは健康診断を受けさせるために休む場合)							
サポート体制											
産休前面談					復職前面談			復職後面談			
					保育費用金銭補助						
					保育園の確保						

介護

人事制度
介護休業
勤務時間の短縮
時間外・休日勤務の制限、深夜残業の免除、勤務時間外・休日勤務の適用除外
介護休暇
積立年休(介護事由での取得可)
始業・終業時刻の変更(育介フレックス)

育児・介護

サポート体制
育児介護ハンドブック/両立支援制度情報の定期配信
育児・介護関連セミナー
休業取得前後の面談
各種金銭補助
保育園の確保(育児)
社外専門家による介護相談(介護)

II 柔軟な働き方を可能にする環境の整備

柔軟性の高い時差出勤制度やテレワーク制度、有給休暇とは別枠の夏季休暇(5日間)等を整備しています。JBIC職員の有給休暇取得率80%を目標として掲げ(2023年実績:66.3%)、連続休暇の取得促進をはじめとして、職員に対して有給休暇の着実な取得を呼びかけるとともに、定期的な取得状況の周知を行う等の取得しやすい職場環境づくりを進めています。

職員のテレワーク時のネットワーク改善を図るとともに、オフィス出社時に職員がより快適な環境で高い生産性を発揮できるようオフィス環境の改善を進めているほか、ハイブリッドワーク下において職員間のコミュニケーションを活性化するため、チームビルディング研修やさまざまなテーマでの座談会を実施しています。

多様な人材の活躍

女性活躍推進法に基づく行動計画にて、JBICにおける管理職に占める女性職員の割合を2024年7月末までに10%以上とする目標を掲げ(2024年7月31日現在10.1%)、育児・介護等と仕事との両立支援の拡充や柔軟な働き方を可能にする環境の整備を進めるとともに、社外研修への派遣等を通じて、女性職員のキャリア形成意識醸成に取り組んでいます。また、同計画にて、JBICにおける総合職新卒採用者に占める女性の割合を毎年度50%目途とし積極的な採用を進めている(2023年度実績

45%、2024年度実績50%)ほか、海外の駐在員事務所や出向先で活躍する女性職員も増加しています(2024年3月末時点の総合職職員に占める海外滞在者の割合:男性16%、女性13%)。

専門人材を含むキャリア採用にも注力しており、2024年3月末時点で、総合職のうち、管理職に占めるキャリア採用者の割合は約2割、非管理職では約3割を占めているほか、2023年度の正規雇用労働者のキャリア採用比率は30%となっています。

心身の健康を増進するための職場環境の整備

職員のメンタルヘルスケアのため、ストレスチェックテストの実施に加え、定期的なニュースレターの配信、外部カウンセリング相談窓口の設定、セルフケア・ラインケア研修の実施を行っています。

エンゲージメントの高い組織づくり

JBICでは、時代や環境に即応し、価値創造していくため、経営主導の具体的な組織変革を通じて、役職員の能力を最大限発揮できるエンゲージメントの高い組織づくりに取り組んでおり、第5期中期経営計画においても重点的課題の1つとして掲げています。組織のエンゲージ

メントの状態を可視化するために、毎年職員意識調査を継続的に実施しています。調査結果は各現場に共有され、より職員が働きがいと成長実感を持てるよう、課題抽出と不断の向上策の検討・実施を進めています。



人材育成・ダイバーシティに関する従業員インタビュー／コメント



人材育成

「日本」と「世界」の懸け橋となり、「ビジネス」の最前線と「政策」実現をつなぐクロスロードの中心がJBICの舞台。その独自の立ち位置で多様なステークホルダーと協働し活躍するためには、職員一人ひとりが「金融の専門性」や「多面的なスキル」を土台に「俯瞰する眼」や「大局的な視座」を身につけることが重要です。

そのための仕掛けの一つがJBIC Academia。研修体系を大きく拡充しました。もう一つがジョブローテーション。少人数組織であるJBICの狙いはジェネラリスト育成とは別にあります。幅広い裁量と大きな責任を伴う環境の下で職員一人ひとりが組織を代表しリーダーシップを発揮してもらいたい。組織全体を理解する中で俯瞰する目や大局的な視座を養い、組織を動かす人材へ。職員一人ひとりに寄り添う育成に取り組んでいます。



企画部門 経営企画部 人事室
人材育成担当特命審議役(当時)

池原 学志



ダイバーシティ推進

ダイバーシティの中にも、女性活躍、両立支援、男性育休、人材多様化などさまざまな文脈がありますが、いずれでも、当事者とその周囲の方との相互理解が必要だと思っています。そのため、ダイバーシティ推進を担当していた際には、双方向のコミュニケーションや自分の意見を障壁なく伝えられる心理的安全性の高い職場づくりを意識していました。

新しく導入された中抜け勤務制度は、自身と家族の生活に合わせて柔軟な働き方ができるため、とても助かっています。小学校の保護者会や面談など、平日の日中の行事に参加する際に積極的に活用しています。

JBICは働き方の制度が非常に整っていて、自分がどのようなキャリアを積みたいか、どのような人生を送りたいかを考えながら、「今はこの制度を使って、こういう働き方をしよう」といった自律的なアレンジが可能です。今後とも各種制度を活用しながら、仕事も自分の人生もメリハリをつけて楽しみたいです。



産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室
第1ユニット調査役

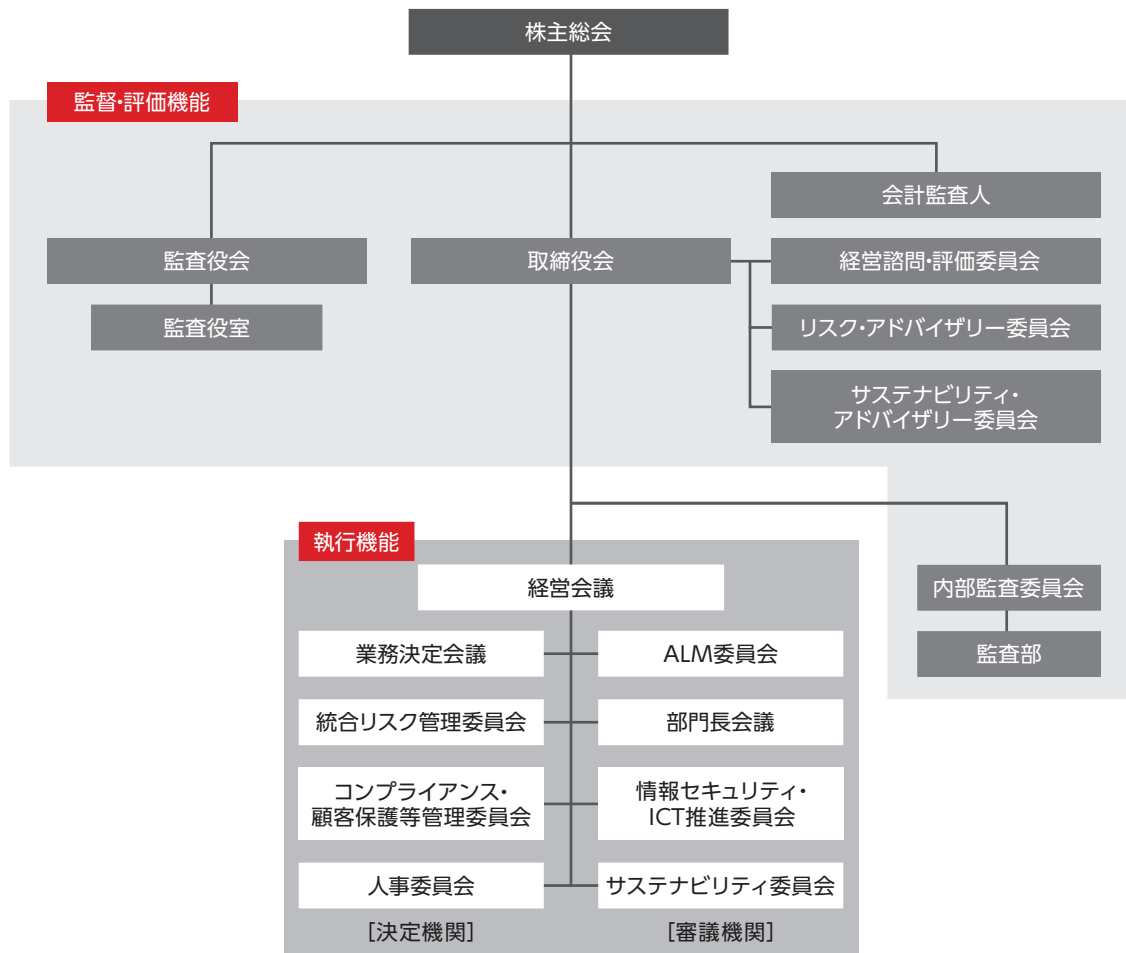
松尾 友梨

※以前に人事室にてダイバーシティ推進を担当

4 ガバナンス

II コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

株式会社国際協力銀行(JBIC)は、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)に規定されるJBICのミッション遂行や、企業理念の実現のため、業務の適正と効率を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでいます。



◆ 国の関与について

JBICは、日本政府が全株式を保有する株式会社であり、株主としての国の統制のほか、主務大臣からの監督、国会による予算等の統制、会計検査院検査、主務大臣による検査、主務大臣の委任に基づく金融庁検査等の国の統制に服しています。

◆ 監督・評価と業務執行について

JBICにおいては、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等の観点から、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加え、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザリー委員会、

サステナビリティ・アドバイザリー委員会、内部監査委員会、経営会議を設置し、さらに経営会議から委任を受ける各種の会議・委員会を設置しています。

(1)取締役会

取締役会は、9名の取締役で構成し、うち3名を非業務執行取締役とし、さらにそのうち2名を会社法に規定する社外取締役としています。非業務執行取締役はJBICの代表取締役・業務執行取締役による業務執行の監視、監督を行い、JBICのガバナンス態勢向上に貢献しています。2023年度の主な議論テーマは下記のとおりです。

2023年度の主な議論テーマ

- ・第5期(2024～2026年)中期経営計画
- ・特別業務の推進体制強化に向けた推進体制の見直し方針
- ・ウクライナ復興・周辺国支援担当特命駐在員の設置方針
- ・「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」の施行に伴う関連規程の改正方針
- ・サステナビリティ・アドバイザリー委員選任
- ・TCFD提言を踏まえた気候変動関連情報開示に関する対応方針
- ・IT技術を活用した抜本的業務効率化のための研究・企画体制の構築に係る検討
- ・令和6年度(2024年度)予算政府案報告、資金調達計画の決定 等

(2)監査役会

監査役会は3名の監査役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外監査役としています。社外監査役は、常勤監査役とも連携の上、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、JBICのガバナンス態勢向上に貢献します。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しています。

(3)経営諮問・評価委員会

経営諮問・評価委員会は、社外の有識者および社外取締役で構成し、JBICの業務および運営の状況や、JBICの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行います。

■ 経営諮問・評価委員会 委員一覧

(2024年7月1日現在)

氏名	職業
浦田 秀次郎	早稲田大学 名誉教授 独立行政法人経済産業研究所(RIETI)名誉顧問・特別上席研究員(特任)
遠藤 典子	早稲田大学 研究院 教授
川村 嘉則	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
小泉 慎一	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
佐藤 康博	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
十河 ひろ美	株式会社ハースト・デジタル・ジャパン リシェス編集部 編集長 兼 エスクァイア・ザ・ビッグ・ブラック・ブック編集部 総編集長 信州大学 特任教授
高木 勇三	公認会計士
新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長

(五十音順、敬称略)

(4) リスク・アドバイザリー委員会

リスク・アドバイザリー委員会は、社外の有識者および社外取締役で構成し、JBICの大口与信先に係るリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関して助言を行います。

■ リスク・アドバイザリー委員会 委員一覧

(2024年7月1日現在)

氏名	職業
阿部 修平	スパークス・グループ株式会社 代表取締役社長
江原 伸好	ユニゾン・キャピタル株式会社 共同創業者
小川 英治	一橋大学 名誉教授 東京経済大学経済学部 教授
川村 嘉則	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
小泉 慎一	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
佐々木 摩美	三井住友トラストアセットマネジメント株式会社 社外取締役
松田 千恵子	東京都立大学大学院経営学研究科 教授
横尾 敬介	株式会社産業革新投資機構 代表取締役社長CEO

(五十音順、敬称略)

(5) サステナビリティ・アドバイザリー委員会

サステナビリティ・アドバイザリー委員会は、社外の有識者で構成し、取締役会の諮問機関として、サステナビリティの実現に向けたJBICの取組推進に関する方針について助言を行います。

■ サステナビリティ・アドバイザリー委員会 委員一覧

(2024年7月1日現在)

氏名	職業
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
Rachel Kyte	タフツ大学フレッチャースクール 名誉学部長 オックスフォード大学ブラバトニック公共政策大学院 教授
Tim Benton	英国王立国際問題研究所(チャタムハウス) 環境社会プログラム ディレクター

(敬称略)

(6) 内部監査委員会

内部監査委員会は、代表取締役、取締役会長および社外取締役で構成し、取締役会の委任に基づき、内部監査に関する重要事項の決定・審議を行います。

(7) 経営会議

経営会議は代表取締役・業務執行取締役および全常務執行役員で構成し、取締役会の委任に基づき、JBICの経営上の重要事項の決定・審議を行うことにより、JBICの機動的な業務執行を担います。なお、経営会議の諮問機関または一定の事項を委任する機関として、以下の会議・委員会を設置しています。

① 業務決定会議

経営会議の授権に基づき、JBICの出融資保証等業務に関する重要事項の決定・審議を行います。

② 統合リスク管理委員会

経営会議の授権に基づき、JBICの統合リスク管理に関する重要事項の決定・審議を行います。

③ コンプライアンス・顧客保護等管理委員会

経営会議の授権に基づき、JBICのコンプライアンスおよび顧客保護等管理に関する重要事項の決定・審議を行います。

④ 人事委員会

経営会議の授権に基づき、JBICの人事に関する重要事項の決定・審議を行います。

⑤ ALM委員会

経営会議および統合リスク管理委員会の授権に基づき、JBICの資産負債管理(ALM)に関する重要事項の審議を行います。

⑥ 部門長会議

経営会議の授権に基づき、国・地域別の業務方針等の部門横断的な事項の審議を行います。

⑦ 情報セキュリティ・ICT推進委員会

経営会議の授権に基づき、JBICの情報資産の利用・管理および情報セキュリティに関する重要な事項並びに取締役会および経営会議で決定した情報通信技術(ICT)に係る計画・方針等に基づく各種施策その他ICT関連事項に関する部門横断的な事項の審議を行います。

⑧ サステナビリティ委員会

経営会議の授権に基づき、サステナビリティ推進に関する方針その他のサステナビリティ推進に係る重要事項の審議を行います。

◆部門制について

JBICでは、JBICの業務における各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件組成能力を高め、JBICのミッションのより機動的、戦略的な遂行を図るため、部門制を導入しています。

具体的には、企画部門、審査・リスク管理部門、財務・システム部門、資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門、産業ファイナンス部門およびエクイティファイナンス部門を設置し、各部門の下に専門性を持った部を設置しています。

各部門については担当取締役を置くとともに、各部門の長には取締役または常務執行役員が就任し、各部門は部門長の指揮の下で一体的に運営され、業務の機動性・効率性の向上を図っています。

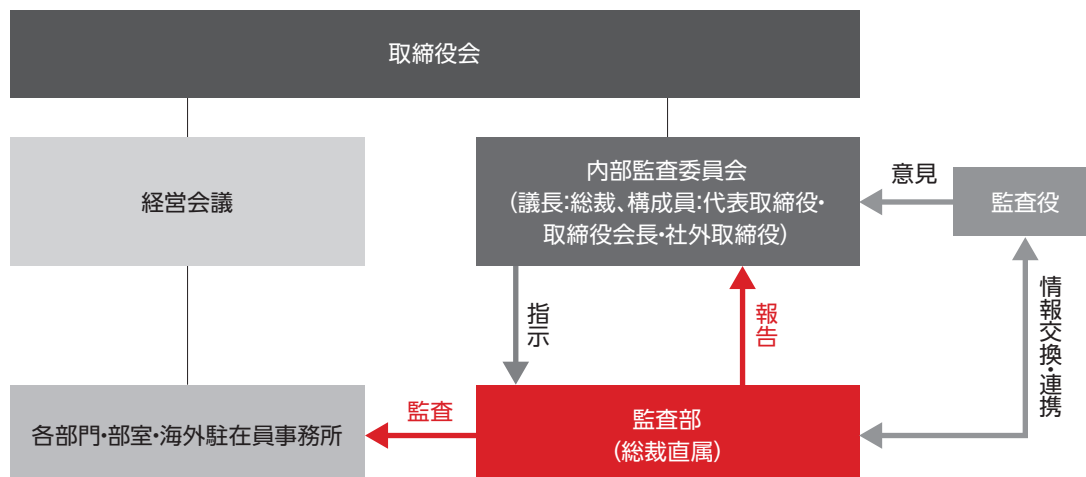
部門長		(2024年7月1日現在)
企画部門長	根岸 靖明 (常務執行役員)	企画部門
審査・リスク管理部門長	田中 英治 (常務執行役員)	審査・リスク管理部門
財務・システム部門長	北島 敏明 (常務執行役員)	財務・システム部門
資源ファイナンス部門長	天野 辰之 (常務執行役員)	資源ファイナンス部門
インフラ・環境ファイナンス部門長	関根 宏樹 (常務執行役員)	インフラ・環境ファイナンス部門
産業ファイナンス部門長	佐々木 聡 (常務執行役員)	産業ファイナンス部門
エクイティファイナンス部門長	米山 泰揚 (常務執行役員)	エクイティファイナンス部門

◆内部統制基本方針

JBICは、会社法に則り、子会社を含むJBICグループの業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制基本方針を取締役会決議により定め、当該基本方針に基づき、内規の制定その他体制の整備を行っています。

◆内部監査態勢

JBICは、業務全般の内部管理態勢について、その適切性・有効性を評価し、改善への提言等を行うため、適切な内部監査態勢を構築しています。業務執行を担う経営会議から独立した意思決定機関として内部監査委員会を設置し、業務執行部門から独立した総裁直属の部署として監査部を設置しています。内部監査委員会は年度内部監査計画など重要事項の決定を行い、監査部は内部監査委員会に対して内部監査結果等の報告を行っています。また、監査部は、内部監査の効率的な実施のため、監査役および会計監査人と必要な情報交換および連携を行っています。



II 役員紹介

取締役



代表取締役総裁
林 信光

[分掌等]
本行の業務を総理、
監査部



代表取締役副総裁
天川 和彦

[分掌等]
総裁を補佐して、
本行の業務を掌理



代表取締役専務取締役
橋山 重人

[分掌等]
企画部門、
産業ファイナンス部門



常務取締役
菊池 洋

[分掌等]
審査・リスク管理部門、
企画部門に関する
専務補佐



常務取締役
小川 和典

[分掌等]
財務・システム部門、
インフラ・環境ファイ
ナンス部門



常務取締役
内田 誠

[分掌等]
資源ファイナンス部門、
エクイティファイナンス
部門

取締役(非業務執行)



取締役会長
前田 匡史

取締役会議長

監査役



常勤監査役
那須 規子



取締役(社外取締役)
小泉 慎一



監査役(社外監査役)
土屋 光章



取締役(社外取締役)
川村 嘉則



監査役(社外監査役)
本村 彩

5 コンプライアンス、リスクマネジメント

II コンプライアンス

◆ 基本的な考え方

JBICは、行動原則の1つに「倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。」を掲げています。

こうした行動原則に基づき、JBICは内部統制基本方針の下、コンプライアンスに関する内部規程の策定、遵守等を定めるとともに、法令等の遵守に関する基本方針を以下のとおり定めています。

- 役職員等は、国際的業務を行う政策金融機関であるJBICが社会的・国際的に求められる公共的使命および社会的責任を自覚し、かつ、役職員等による法令等の違反行為の発生が、JBIC全体の信用の失墜を招き、JBICの業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上で、常に法令等を遵守し、

公正な業務遂行に努めなければならない。

- 役職員等は、JBICが業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により国民からの信頼確保に努めなければならない。
- JBICは、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶することが、JBICに対する公共の信頼を維持し、JBICの業務の適切性および健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切な対応を行う。

◆ 法令遵守態勢(コンプライアンス体制)

JBICは、上記基本方針に則り、以下のとおり法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

コンプライアンス・顧客保護等管理委員会を中心に、コンプライアンスへの取り組みを推進し、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス統括室を設置しています。

各部門および地域統括の海外駐在員事務所にはコンプライアンス統括オフィサー、各部室および海外駐在員事務所にはコンプライアンスオフィサーを置き、職員のコンプライアンスに対する意識の醸成等、各部門等におけるコンプライアンスへの取り組みを推進しています。

◆ コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスの推進

JBICでは、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。これに基づいて、コンプライアンスに係る課題への取り組みやモニタリングを実施し、定期的に進捗状況のフォローアップを行っています。

また、役職員等がコンプライアンスを実践するため

の手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、コンプライアンス意識の浸透状況や内外環境の変化を踏まえ、コンプライアンス・マニュアルの内容を毎年見直しています。加えて、全役職員等を対象とするコンプライアンス研修等の実施により、役職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の醸成・強化に取り組んでいます。

金融犯罪対策

マネー・ロンダリングやテロ資金供与対策(マネロン対策)の重要性は一層高まっており、金融機関のマネロン対策の強化が課題となっています。JBICは預金の受け入れがなく、また為替取引を実施しておりませんが、JBICの業務の特性を踏まえ、外国為替および外国貿易法等の関係法令等に対応しつつ、出融資等

先やその他の取引先についての各種確認手続きを実施しています。

また、贈賄防止の取り組みとして、OCED理事会によって採択された「公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告」に基づく対応を行っています。

インサイダー取引等未然防止体制

役職員等によるインサイダー取引等を未然に防ぐため、役職員等に係る株券等の売買について規程を設けているほか、インサイダー情報を含む会社の重要情報の管理に関する規程を整備しています。これらに

ついて、研修等を通じて役職員等への周知を図ることで実効性確保に取り組むなど、インサイダー取引等の未然防止態勢を構築しています。

内部通報制度

コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、内部通報制度を整備しています。通報受付にあたっては、通報者の匿名性や寄せられた情報の機密性を確保し、通報者に不利益が及ばないよう規程で定めています。法務・コンプライアンス統括室長を窓口とする

内部受付窓口に加え、外部の法律事務所・専門業者等を窓口とした外部受付窓口も設置しています。全役職員等を対象とするコンプライアンス研修の実施、行内イントラおよび「コンプライアンス・マニュアル」への掲載、メールの定期的配信等を通じて、通報制度の周知および利用しやすい環境を整えるなど、制度への信頼性向上を図っています。



II リスク管理

リスク管理体制

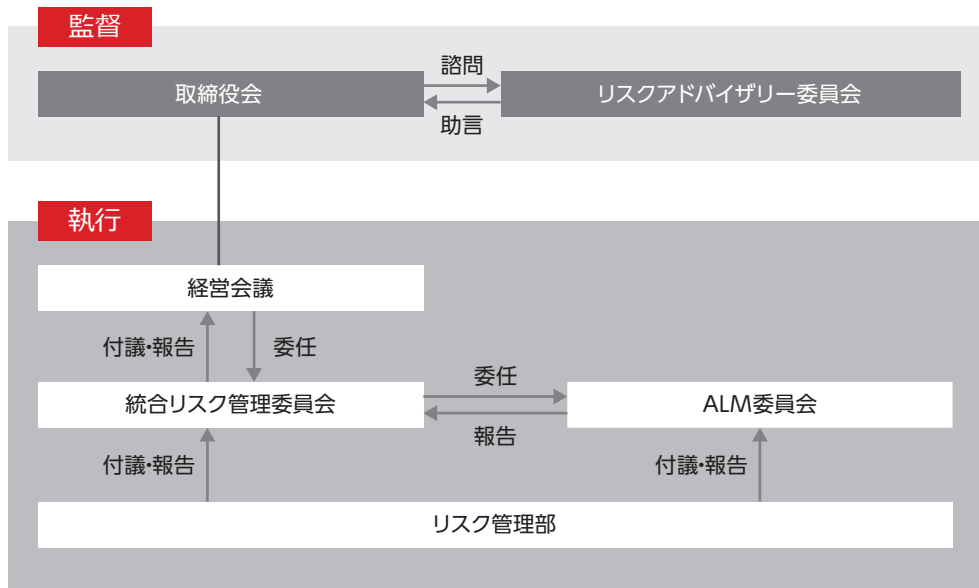
一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク(金利リスク、為替リスク等)、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。

JBICは政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理および統合的リスク管理を行うための組織体制を構築しています。具体的には、JBICが業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の健全性および適切性の確保並びに透明性の向上を図ることをJBIC

のリスク管理の目的と定め、各種リスクの管理に関する責任者およびリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、統合リスク管理委員会およびALM委員会を設置しています。また、社外の有識者等で構成し、JBICの大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関し助言を行うリスク・アドバイザリー委員会を設置しています。

なお、JBICでは、一般業務勘定と特別業務勘定に分けてリスク管理を行っており、政策金融機関としてJBICが業務運営上抱えるさまざまなリスクに対しては、次のようなリスク管理を行っています。

リスク管理体制図



◆ 統合的リスク管理

JBICでは、政策金融機関としての業務の健全性および適切性の確保のため、JBICが晒されているリスクを総体的に捉える統合的リスク管理を行っており、その主な手法として、トップリスク管理やストレステストを活用しています。

(1) トップリスク管理

JBICでは、顕在化した場合にJBICにもたらされる影響が大きいリスク事象のうち、向こう1～3年間で特に注意すべきリスク事象をトップリスクと定義しています。トップリスクは、現下の国際情勢等から想定されるリスク要素とJBICのポートフォリオの特徴等を踏まえて特定し、定期的かつ継続的なモニタリングを実施しています。

トップリスクの特定方針およびモニタリング方針は原則として年度毎に経営会議で決定し、経営会議および統合リスク管理委員会に定期的にモニタリング状況を報告を実施しています。

※気候変動に関するリスク管理については、P.51をご参照ください。

トップリスク

リスク事象	選定事由
信用コスト増大	世界的な景気後退やインフレの継続、地政学リスク発現等による大口与信先や低格付先等の信用力低下は、信用コスト増加によりJBICの採算に直接影響を及ぼすため。
資金調達コスト増加	国内外金融市場における金利環境に転換の兆しが見られ、資金調達環境の悪化による資金調達コストの増加は、JBICの採算に直接影響を及ぼすため。
気候変動に関するリスク	与信ポートフォリオに占める炭素関連資産の割合が高いJBICにとって、気候変動に関する各国監督当局・金融機関等の国際動向を把握し適切に対応する重要性が高いため。 また、脱炭素化社会への移行に伴う外部環境や化石燃料案件を取り巻くステークホルダー動向は事情の変化が生じやすいこと（移行リスク）、世界各地で異常気象による被害が見られること（物理的リスク）等から、与信先の業況・信用力への影響に関する予兆把握の重要性が増しているため。

(2) 資本充実度の確認・ストレステスト

JBICは、自己資本比率規制の適用を受けないものの、自主的に金融庁告示等（バーゼルⅢ）に準じた自己資本比率の算定を行うことで資本充実度の確認を行っています。また、内部のリスク計測手法に基づく資本充実度の確認を定期的に行っていることに加え、ストレステストを実施しています。ストレ

テストにあたっては、現下の国際情勢等を踏まえたリスク要素の将来動向や発現可能性等を分析の上、JBICのポートフォリオの特徴等に適したストレスシナリオを策定し、自己資本および期間損益への影響を確認するとともに、同結果を踏まえ、事業運営計画を策定しています。

◆ 信用リスク管理

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、JBICが損失を被るリスクのことで、与信を中心とするJBICの業務において本質的なものです。JBICの与信の信用リスクを分類すれば、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスク、企業向け与信に伴うコーポレートリスク、与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において

対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないプロジェクトリスク、さらに外国企業および外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うカントリーリスク（与信先である企業やプロジェクトの所在国の政治経済情勢に起因する付加的なリスク）があります。JBICが行っている日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持および向上、並びに地球温暖化の

防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進等のための金融という性格上、JBICの与信は外国政府・政府機関や外国企業向けのもも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が

(1) 個別与信管理

JBICの信用リスク管理の基本は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理です。新規与信にあたっては、与信担当部門(営業推進部門)および審査担当部門による与信先に関する情報の収集・分析が行われます。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しています。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査担当部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制を取っています。

外国政府等または外国企業向け与信に関しては、JBICは公的金融機関としての性格を最大限に活用

比較的大きいことが特徴になっています。JBICでは、信用リスクに対し、各与信プロセスにおける個別与信管理と信用リスク計量化等による与信ポートフォリオ管理を行っています。

して、相手国政府関係当局とはもちろんのこと、国際通貨基金(IMF)や世界銀行等の国際機関、先進国の輸出信用機関等のJBIC類似の公的機関、さらに民間金融機関等との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しています。

内外企業向け与信に関しては、与信先企業の信用力や提供される担保・保証の適格性等が評価の対象になりますが、特に海外事業に関連する与信の場合には、与信対象となる取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等の審査や与信先企業の属する各産業分野についても調査した上で評価を行っています。

(2) 行内信用管理

JBICでは、行内信用格付制度を整備し、原則として全ての与信先に対して行内信用格付を付与しています。

行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

(3) 資産自己査定

JBICでは、その資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査担当部門による第二次査定および内部監査担当部門による内部監査という態勢を取っています。

資産自己査定の結果については、JBICにおける与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、JBICの財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

(4) 信用リスク計量化

JBICでは、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っています。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が大きいというJBICのローン・ポートフォリオの特徴および公的債権者固有のパリクラブ※等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを考慮した独自の信用リスク

計量化モデルにより信用リスク量を計測し、与信集中度を含む与信ポートフォリオ分析とともに内部管理に活用しています。

※パリクラブ:債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のこと。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを皮切りに、以後フランス経済財政産業省(パリ)が事務局となり、パリで開催されることから、パリクラブと呼ばれるようになりました。

◆ 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、JBICでは市場リスクに対し、以下のような対応をしています。

(1) 為替リスク

外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップおよび先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針を取っています。

(2) 金利リスク

将来の資産・負債構造および損益状況の把握に努めるとともに、外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っています。一方、円貨貸付業務においては、主として固定

金利での資金管理を行っています。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

(3) 金融派生商品（デリバティブ）取引等

① 金融派生商品取引等に対する基本的取組方針

JBICが行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

② 取引内容

JBICは、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っており、2024年3月末時点の取引量は下記の表（金融派生商品等信用リスク相当額）のとおりです。

■ 金融派生商品等信用リスク相当額 (2024年3月31日現在(単位: 億円))

	契約金額・想定元本金額	信用リスク相当額※	時価
金利スワップ	70,118	1,148	△3,811
通貨スワップ	50,761		△6,136
先物外国為替予約	229	—	0
その他金融派生商品取引	—	—	—
合計	121,109	1,148	△9,947

※信用リスク相当額は、国際統一基準によって算定されたものです。

③ 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

● 市場性信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

● 市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

④ 前記のリスクに対するJBICの対応

● 市場性信用リスク

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理の上、取引相手先としての適格性判断に活用しています。また、金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額については、取引相手先との担保契約に基づく担保授受も考慮してきめ細かく管理しています。

● 市場リスク

JBICは金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと相殺されています。

◆流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや
予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難
になる、または通常よりも著しく高い金利での資金
調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、
および市場の混乱等により市場において取引ができ
なくなる、あるいは通常よりも著しく不利な価格での

取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを
意味します。

JBICは財政融資資金借入、政府保証外債、財投
機関債等の多様な資金調達手段を確保することに
加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動
性リスク回避に万全を期しています。

◆オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員
の活動もしくはシステムが不適切であること、または
外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務
リスク、システムリスクおよび情報セキュリティリスク

のほか、JBICの業務に付随する直接的、間接的なさま
ざまなリスクが存在します。JBICではこのような
リスクの把握、分析および管理を積極的に進めていく
方針です。

(1)事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、ある
いは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
です。

JBICでは、事務リスクの軽減のために、事務手続き

におけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の
整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等
を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。

(2)システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの
ダウンまたは誤作動等のシステムの不備等に伴い
損失を被るリスクおよびコンピューターが不正に使用
されることにより損失を被るリスクです。JBICにおいて
は、①システム障害および顧客情報の漏えい等の未然

防止に努めるとともに、②緊急的なシステム停止への
対応策としてコンティンジェンシープランを策定の
上訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上に
も努め、システムリスクの極小化を図っています。

(3)情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクとは、情報資産に関する
機密性等が脅かされることにより損失を被るリスク
です。JBICでは、情報管理を含む情報セキュリティ

規程および体制の整備や役職員への教育の徹底等
により、情報セキュリティに万全を期しています。

II リスク管理(サイバーセキュリティ)

基本的な考え方

近年、サイバー攻撃の高度化・巧妙化やリモートワークの普及などにより、サイバーセキュリティの環境は大きく変化しています。JBICは、情報セキュリティの確保が、顧客からの信頼を獲得し、事業の持続

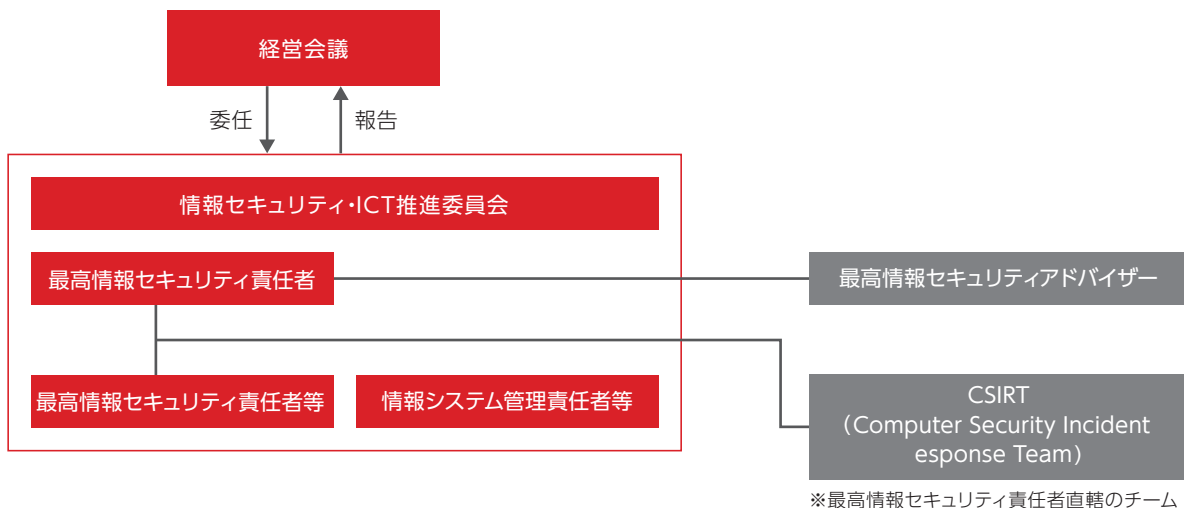
可能性を高めるための重要な経営課題であると認識しています。そのため、経営計画の一環として、サイバー攻撃等に対するセキュリティの強化に取り組んでいます。

ガバナンス体制

JBICは、情報資産の管理に関する関連規程を定めています。これらの関連規程等に基づいて、情報の区分と管理、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティ、運用、評価・見直し等の各項目について、具体的な対策を講じています。また、情報セキュリティに関する体制として、最高情報セキュリティ責任者や最高情報セキュリティアドバイザー等を指名するとともにCSIRT(Computer Security Incident Response Team)を設置し、役割分担と責任の明確化をしています。

さらに、JBICは、経営会議から授權を受ける形で、JBICの情報資産の利用・管理および情報セキュリティ

に関する重要な事項等を審議する機関として情報セキュリティ・ICT推進委員会を設置し、当該委員会で審議した事項を随時経営会議に報告する体制を構築しています。その他、管理体制として、JBICの各部室等において情報セキュリティ責任者および情報セキュリティ担当者を配置し、関連規程等の周知徹底、セキュリティインシデントの報告などが行われる体制を構築しています。また、サイバーセキュリティ対策として、標的型メール攻撃訓練、セキュリティ診断、セキュリティインシデント演習等を実施することで、人的・技術的なセキュリティの向上に取り組んでいます。



6 財務資本



II メッセージ

強固な財務基盤を礎として、未来の価値創造を支えるために

過去数年間のビジネス環境を振り返ると、貿易や海外投資を通してグローバル規模で活動する企業にとってはさまざまな形態による厳しい挑戦の連続でした。パンデミック後のサプライチェーンの混乱、ロシアによるウクライナ侵攻とそれによるエネルギー・食料問題、各国でのインフレ高進と金融引き締め、その後、現在まで続く各国・地域の政治的・経済的不安定や外交的緊張の高まり等が、金利・為替等の市場ボラティリティを通じて投資家の信頼を揺るがしてきました。これらの予測困難なリスクは持続可能な成長と安定したビジネス環境を模索する上で前例のない障害となっています。

このように不透明さの残る市場環境においてJBICは、社会や市場の変化に柔軟に対応し、我が国政府の対外経済政策の一翼を担う唯一無二の政策金融機関として、スワップ等を利用して市場リスクを回避しながら、ステークホルダーとの対話を通じて機動的・安定的な資金調達を実施していきます。

また、安定的な資金調達に加え、能動的なリスクコントロール・リスクシェアに基づく自律的な収益構造に裏付けられた強固な財務基盤と財務の健全性の確保は、JBICがステークホルダーと共に将来にわたって価値を創造し続けるために不可欠な礎となります。

こうした取り組みに基づき、脱炭素社会の実現や我が国産業の強靱化・創造的変革に向けたさまざまな事業、各国・地域でのより多様な現地通貨建てによる支援等、日本および国際社会におけるグローバルな課題やニーズに対応するため、外貨を中心とした多様な金融ツールを駆使しリスクテイク機能を発揮してまいります。

財務・システム部門長 北島 敏明(常務執行役員)

基本方針

- 社会や顧客から期待される役割を踏まえて、社会や市場の変化に機動的かつ柔軟に対応しながら安定した資金調達および資金管理を実施します。
- 十分なリスクマネーの供給を可能とするために、自律的な収益構造を維持し、自己資本を積み増すことで、強固な財務基盤と財務の健全性を確保します。

現状認識

我が国を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえ、JBICは、政策金融機関ならではのリスクテイクをはじめとする独自の強みを活かし、日本企業による脱炭素化等の地球環境保全への貢献やサプライチェーンの強靱化、質の高いインフラの海外展開等の支援に取り組んでいます。

JBICの融資は5年を超える長期にわたるものが多いことから、融資期間に応じた長期資金の調達、とりわけ融資資産の約90%を占める米ドル建て長期資金の調達が不可欠となります。

2022年以降、米国や欧州でインフレ高進に伴う急速な政策金利引き上げが実施され、ロシア・ウクライナを巡る国際情勢等も相まって世界経済の先行き不透明感が高まりました。2023年後半には欧米金利の上昇も一服する中、市場環境は前年との

比較で多少落ち着きが見られましたが、欧米金利の高止まりや中東情勢悪化懸念等も燦々の中、数年前に比べ長期の外貨資金を低コストで調達することは容易ではない状況が続いています。

こうした不透明さが残る状況でも、世界各国の投資家や金融機関等市場関係者との対話を重ねることで刻々と変化する市場環境を適切に把握し、政府保証外債の発行を中心に通貨スワップ取引や日本政府からの借入等多様な手段を組み合わせ、また市場リスクも回避しながら効率的かつ安定的に外貨資金調達を実施し、長期かつ巨額の資金を提供できる安定的な財務基盤を確保しています。この財務基盤を活かし、我が国政府の対外経済政策の一翼を担う唯一無二の政策金融機関として、海外事業に取り組む我が国企業等のニーズに積極的に応えていきます。

経営成績および財政状態(連結ベース)

経営成績については、2023年度は、貸出金利息等の資金運用収益を1兆220億円計上した結果、経常収益は1兆1,330億円となりました。一方、借入金利息等の資金調達費用を9,027億円計上した結果、経常費用は1兆697億円となりました。以上の結果、経常利益は632億円、当期純利益は623億円を計上しました。

財政状態については、資産・負債の大宗が外貨建て

であることから、円安の進行に伴い円換算額が膨らみ、2024年3月末時点の資産規模は21兆6,571億円(うち貸出金は16兆4,234億円)となりました。純資産は、出資金受入や当期純利益を計上したこと等により、2兆9,850億円となりました。自己資本比率は18.79%(単体、BISベース)と財務の健全性を維持しています。

II 財務戦略

JBICは今般策定した第5期中期経営計画(2024～2026年度)に基づく各種取組を進めていくにあたり、一層強固な財務基盤を確保しつつ、効率的・安定的な資金調達管理を実施していくことが重要となります。具体的には、特に以下の点を意識して、取り組んでいきます。

●強固な財務基盤の確保

JBICは日本および国際社会におけるグローバルな広がりをもつ課題やニーズに対応するため、外貨を中心とした多様な金融ツールを駆使しリスクテイク機能を発揮しています。ホスト国政府との連携、他の公的機関・国際機関との協調等により、リスクコントロール・リスクシェアを能動的に実施してきた結果、JBICは設立以後一貫して黒字を維持する等、自律的

な収益構造を確立・維持しており、その利益の一部を国庫に還元するとともに、自己資本を積み増しています。一方で、国際情勢や市況の変動は財務収支に与える影響も大きいため、引き続き、基礎的収益および自己資本の確保に努め、財務基盤の維持・強化を図っていきます。

●機動的・安定的な資金調達

上述のとおりJBICは外貨(特に米ドル)建て融資が資産の大宗を占めているため、外貨流動性の安定的な確保は財務管理における重要課題の1つです。JBICは、日本政府との一体性を土台に債券発行および通貨スワップ取引等を活用して、必要な外貨の機動的・安定的な調達を実施しています。そのため、今後も海外投資家や金融機関と定期的に対話を継続

しつつ、主要ステークホルダーとのリレーションを深めていくことが重要であると考えています。また、グリーンファイナンスを通じた持続可能な社会・環境の実現に貢献するため、資金使途を気候変動対策・環境保全に資する取り組みに限定したグリーンボンドの発行についても継続的に実施していきます。

●現地通貨建ての支援の促進

プロジェクト収入が基本的に現地通貨建てとなるインフラ分野での支援を含め、各国・地域での多様な資金ニーズに対応するため、JBICは現地通貨建ての支援にも注力しており、タイ・バーツ、インド・ルピー、インドネシア・ルピア等を含むさまざまな通貨に対応できる体制を構築しています。現地通貨建ての支援に

当たっては、現地金融機関および現地の金融当局とのコミュニケーションも重要になることから、今後も資金ニーズに応じて、各国の機関と構築してきた関係を活かしつつ、現地通貨建ての支援をさらに拡充していきます。

●市場リスク回避に向けた適切な対応

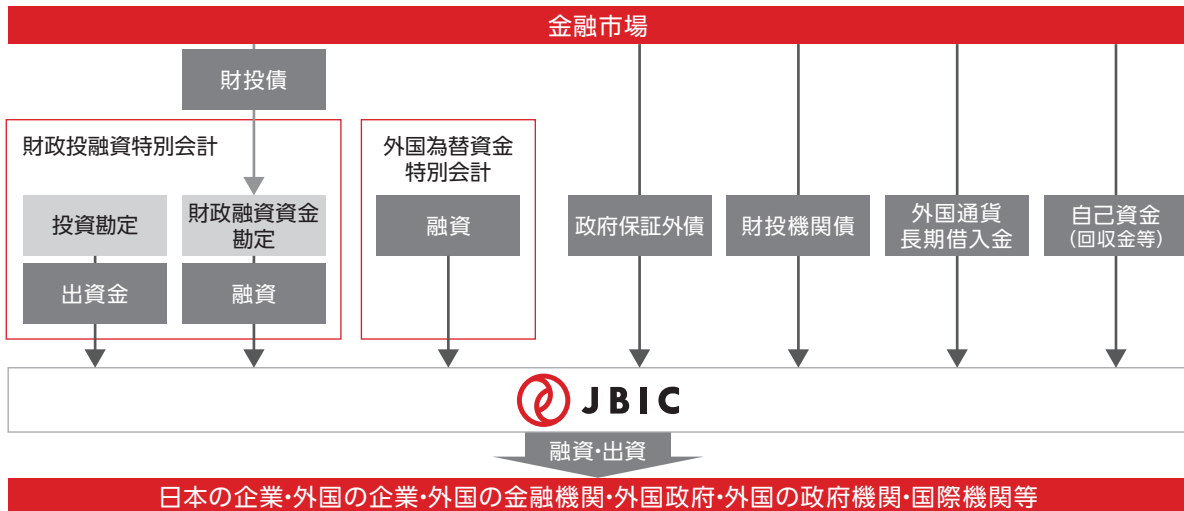
市場の混乱等、市場が急激に変動した場合に、金利や為替等の市場リスクに起因した損失を被る可能性があります。外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として通貨スワップ等を利用したフルヘッジ方針を取り、また金利スワップ等を利用して

原則として変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクをヘッジしています。引き続き、通貨・金利スワップ等を活用することにより、市場リスク回避のため必要な対応を適切に実施していきます。

資金調達

JBICはその活動に必要な資金を、財政融資資金借入金、政府保証外債、外国通貨長期借入金、財投機関債、政府出資金および外国為替資金借入金等の多様な手段により調達しています。JBICの融資業務は長期融資であることから、融資期間に応じた長期の資金調達を実施しています。

JBICの資金調達構造



政府保証外債

JBICは、所要資金の一部を国際資本市場における政府保証外債の発行によって調達しています。2023年度末現在の政府保証外債の残高(額面ベース)は、6兆6,275億円、JBICの借入金残高(借入金および債券の合計)の41.84%となっています。JBICは、政策効果を発揮するために必要な場合には米ドルを中心とした外貨建て融資を実施しており、政府保証外債によって調達した資金は、このような外貨建て融資の原資に充当しています。また、JBICは、2021年10月に国際資本市場協会(ICMA)のガイドラインに基づき「JBICグリーンボンド フレームワーク」を策定し、2022年1月にはJBIC初のグリーンボンドを発行しました。本グリーンボンドは日本政府保証外債としても初の取り組みです。また、2022年10月、2023年10月

にもそれぞれグリーンボンドを発行しており、今後も継続的に発行する方針です。グリーンボンドの発行により調達した資金は、「JBICグリーンボンドフレームワーク」に基づき、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー事業やグリーン・モビリティ事業向けグリーンファイナンスの必要資金に充当しています。2024年度予算においては、最大1兆4,385億円相当の政府保証外債の発行による資金調達を計画しています。既発行の政府保証外債は、格付機関より日本政府と同等の高い格付を取得しています。また預金取扱金融機関のBIS自己資本比率算出に係るリスクウェイトがゼロの資産として取り扱われるなど、国際資本市場の投資家に対して優良な投資機会を提供しています。

財投機関債

JBICは、財政投融資制度改革の趣旨を踏まえ、発行体自身の信用力に依拠した金融市場からの資金調達を行うべく、2001年度から国内資本市場において、政府保証の付かない債券(財投機関債)を継続的に発行してきています。2024年度予算においては最大200億円の発行による資金調達を計画し、2024年5月にはJBICの財投機関債としては初となるグリーンボンドを発行しました。既発行の財投

機関債の格付は下記のとおり、いずれも日本政府と同等の高い格付となっています。なお、預金取扱金融機関のBIS自己資本比率算出に係るリスクウェイトは10%の資産として取り扱われています。

格付投資情報センター(R&I) AA+
 日本格付研究所(JCR) AAA
 Moody's A1
 S&P A+
 (2024年7月10日現在)

